

令和5年第2回白石町議会定例会会議録

会議月日 令和5年3月13日（第11日目）
場 所 白石町役場議場
開 会 午前9時30分

1. 出席議員は次のとおりである。

| | | | |
|----|-------|-----|-------|
| 1番 | 吉岡正博 | 9番 | 大串武次 |
| 2番 | 岸川信義 | 10番 | 吉岡英允 |
| 3番 | 友田香将雄 | 11番 | 草場祥則 |
| 4番 | 重富邦夫 | 12番 | 井崎好信 |
| 5番 | 中村秀子 | 13番 | 内野さよ子 |
| 6番 | 定松弘介 | 14番 | 西山清則 |
| 7番 | 前田弘次郎 | 15番 | 溝上良夫 |
| 8番 | 溝口誠 | 16番 | 片渕栄二郎 |

2. 欠席議員は次のとおりである。

なし

3. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

| | | | |
|-----------|-------|--------|------|
| 町長 | 田島健一 | 副町長 | 百武和義 |
| 教育長 | 北村喜久次 | 総務課長 | 千布一夫 |
| 企画財政課長 | 坂本博樹 | 総合戦略課長 | 山口裕一 |
| 税務課長 | 大串恭隆 | 住民課長 | 江島利高 |
| 保健福祉課長 | 矢川靖章 | 長寿社会課長 | 武富健 |
| 生活環境課長 | 土井一 | 農業振興課長 | 木須英喜 |
| 商工観光課長 | 吉村大樹 | 農村整備課長 | 中村政文 |
| 建設課長 | 笠原政浩 | 会計管理者 | 谷川友子 |
| 学校教育課長 | 出雲誠 | 生涯学習課長 | 谷崎孝則 |
| 農業委員会事務局長 | 久原正好 | 主任指導主事 | 梅木純一 |

4. 議会事務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

| | |
|--------|-------|
| 議会事務局長 | 久原雅紀 |
| 課長補佐 | 中原賢一 |
| 議事係書記 | 緒方千鶴子 |

5. 会議録署名議員の指名 会議録署名議員に次の2人を指名した。

| | | | |
|----|------|----|------|
| 1番 | 吉岡正博 | 2番 | 岸川信義 |
|----|------|----|------|

6. 本日の議事日程は次のとおりである。

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

1. 前田弘次郎議員

1. 道の駅しろいしの今後について
2. 空き家対策について
3. 新設白石中学校の通学路について

2. 中村秀子議員

1. 不登校への対応について
2. 本町におけるインボイス制度への対応について

3. 井崎好信議員

1. 農林水産業の振興について

4. 草場祥則議員

1. 新しい学校づくりについて
2. 農業の振興と環境保全について

9時30分 開議

○片渕栄二郎議長

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

日程第1

○片渕栄二郎議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

吉岡正博議員、岸川信義議員の両名を指名します。

日程第2

○片渕栄二郎議長

日程第2、これより一般質問を行います。

本日の通告者は4名です。

順次発言を許します。前田弘次郎議員。

○前田弘次郎議員

本日3月13日は、私、前田弘次郎の62回目の誕生日です。議員になり10年が過ぎま

した。田島町政の下、10年間頑張ってきて一つの節目と思い、今後も田島町政と共に議員活動を一生懸命頑張ります。よろしくお願いいたします。

では、議長の許可をいただきましたので、本日は3項目について一般質問をします。

1つ目、道の駅しろいしの今後について質問します。

道の駅しろいしが令和元年6月1日にオープンして、早くも3年9箇月が経過しました。有明海沿岸道路の効果と併せて、町の活性化と観光面においても大きく寄与していると考えます。道の駅しろいしの現状と現れてきた課題についてお伺いいたします。

○吉村大樹商工観光課長

道の駅しろいしにつきましては、オープン後、町内外との交流が図られ、本町の活性化と地域振興に大きく寄与しているものと考えております。

御質問の道の駅で現れてきた課題でございますが、直売部門で申しますと、出荷物の年間を通じての安定的な供給が挙げられます。出荷者の皆様の積極的な御協力により、オープン当時に比べますと新たな農産品の種類も大変増えてきているところでございますが、来場者の増加に供給が追いつかず、商品不足の状態が見受けられます。また、6月から9月上旬までの俗に言う端境期の品数につきましては、まだまだ不安があるところです。

レストランで申し上げますと、レストランでも利用者の増加に伴いまして従業員を募集されておりますが、応募がなく、慢性的な人員不足というふうになっております。このままでは、調理に係るメニューの提供を中止するなどの対応を迫られる状況となることも想定されます。レストランのメニューの減少は魅力低下にもつながることから、これについてもレストラン従業員との間で協議がなされております。

いずれも多くのお客様が来場いただいていることから発生している課題でございますので、道の駅しろいしカンパニーや道の駅しろいし出荷者協議会と連携し、問題解決に取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○前田弘次郎議員

町長が考えられたこの道の駅、確かに今、入場者も増えて、うれしい悲鳴だと思います。この3年9箇月の間、新型コロナウイルスに係る影響を除き、売上額についてはこれまで順調に推移してきたと思われれます。これまでの売上額の推移と、昨年12月の売上額と店内の混雑対策についてお伺いします。

○吉村大樹商工観光課長

道の駅のレストランなどを含めた全体売上額の推移でございますが、令和元年度が約3億8,200万円、令和2年度が約4億2,500万円、令和3年度が約5億4,000万円となっております。令和4年度でございますが、3月はまだ確定しておりませんので、3月が前年度と同程度の売上げということを想定した場合、約6億2,000万円、対前年比114%が見込まれております。このように、道の駅オープン後は順調に売上げが

伸びている状況でございます。

次に、昨年12月の売上げでございますが、道の駅全体の売上げが約9,100万円、そのうち直売部門のみの売上げが約8,300万円となっております。いずれも前年比104%の実績となっております。例年のとおり、店内はレンコンを購入しに来られた来場者で混雑いたしました。特に、12月23日前後が雪により天候が悪うございましたので、天候が回復した25日から26日に来場者が集中し、店内は大混雑になった状況でございます。ちなみに、12月25日でございますが、直売部門の1日の売上げがオープン以来最高額の約820万円を記録したところでございます。

次に、混雑についての対策ということでございますが、今年1月に、12月のレンコン商戦の報告のため、直売所運営会議が開催されまして、混雑回避に向けての対応について協議がなされたところでございます。その中で、売場面積が狭いという御意見もございましたが、次回のレンコン商戦に向けて道の駅ができる対応として、1点目は来場者の動線を考えた店内レイアウトの変更。2点目は、店の外にプレハブでレンコン発送者専用ブースを設置して、その際、出荷者協議会の部会員の皆様に従事をお願いしたいと。3点目は、店内の混雑状況によっては入場者の制限を行い、調整を行うといった対応案が出たところでございます。今後においても、混雑対応につきましては直売所運営会議で継続して協議されることとなっております。

以上です。

○前田弘次郎議員

私も直売所の運営会議に参加して、レジの方がトイレに行く時間がないぐらい忙しかったということを聞いております。今後も、出荷者の組合のほうで、今度の12月に時間がある方は出荷者の方も協力して混雑を対応していこうかということで聞いております。

今後の売上向上には町の協力が必要と考えるが、どのような考えを持たれてるのかお伺いいたします。

○吉村大樹商工観光課長

今後の道の駅の売上向上につきましては、今後も道の駅が売上げを伸ばすには、まずは商品の安定供給が必須ということが道の駅と共に共通認識ということで持っております。そのためには、出荷者協議会の会員の皆様にさらなる安定的な商品出荷のお願いと新たな会員の確保、また出荷者や道の駅ブランドの6次産品開発の推進が必要と考えております。道の駅は、指定管理者である道の駅しろいしカンパニーの自主運営が基本ではございますが、本町の地域活性化や交流人口の確保を目的とした施設でございますので、今後においても指定管理者と連携し、経営安定に向けた取り組みについて協議してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○前田弘次郎議員

売上げを上げるには、今までの商品だけではどうしても売上げは伸びません。新し

い商品開発、これは絶対考えていかなければいけないと思っております。

では、道の駅しろいしを発展させていくには、店舗の拡張やリニューアルなども早急に計画すべきではないのか。また、従業員の確保やモチベーションの維持の方策について伺いたします。

○吉村大樹商工観光課長

まず、店舗の拡張、リニューアルについてでございますが、現在の道の駅の規模につきましては、平成27年より道の駅しろいし管理運営体制検討協議会の中で十分に検討され、決定されたところでございます。しかしながら、実際に施設を運用するに当たり、来場者の集中や店舗内の売台等のレイアウトの配置の関係から、時期によっては店内の混雑が発生をしているようでございます。今後、道の駅をさらに発展させるためなどの必要が生じ、店舗の拡張やリニューアルを実施するのであれば、道の駅の施設自体は町の所有でございますので、町で対応するものになるというふうに考えております。

しかしながら、店舗の拡張、リニューアルにつきましては多額の経費を要することとなりますので、十分な計画が必要と思っております。まずは、指定管理者である道の駅しろいしカンパニーがどのように考えておられるのか、協議するところから始める必要があると思っておりますが、併せて指定管理者にも、運営者として店内レイアウトの変更などの対応をできる範囲でお願いしたいというふうに考えております。

次に、従業員の皆様のモチベーション維持ということでございますが、これにつきましても、従業員の管理は雇用者である道の駅しろいしで御検討いただくことであり、町ではなかなか判断ができません。今後は、従業員の皆様が諸問題の解決に向け、協議をされまして、改善されることがモチベーションの維持につながるものというふうに考えております。また、来年度は従業員の賃金アップも検討されているということで聞いておりますので、実現すれば、さらなるモチベーション向上につながるものというふうに考えております。

以上です。

○前田弘次郎議員

店舗のレイアウトの配置を変えるだけで、消費者の方は購買力が変わってくると威力が増してきますので、この辺は十分考えていかなければいけないと思っております。

町の活性化においては、道の駅に出荷されてる出荷者協議会の皆様の協力があることだと思っております。また、観光面においても、白石観光推進協議会の事業として、しろいし緑の芸術祭第1期として2月17日から3月19日まで、現代アートの作品展示場所としてふくどみマイランド公園と須古の妻山神社に展示されています。また、3月12日には、ふくどみマイランド公園でワークショップとファーマーズテーブル2023が開催されました。当日、私もスタッフとして朝からずっと立ち通しで、今日の一般質問ができるかどうか心配するぐらい疲れました。町長も副町長も教育長も見えて、町長におかれましては結構いろんなものをブースで買っていただき、食べていただきましたので、ありがとうございます。議長も来られました。ありがとうございます。

いました。

もう一つ、農漁村体験ツーリズムとして体験型民泊を計画されています。これは、交流人口の増加と地域の活性化を図るため、魅力ある自然と暮らしが体験、実感できる体験交流型修学旅行の誘致に取り組んでおられます。今後も、道の駅しろいしを拠点として、町の活性化と観光面がさらなる発展をしていくと考えています。どうぞしっかりとやってください。

では、2番目の空き家対策について質問します。

本町の空き家の現状について伺いたします。

○山口裕一総合戦略課長

議員御質問の本町の空き家の現状でございますけれども、空き家につきましては、令和2年度に空き家件数の調査を駐在員の皆様に依頼しましたところ、226件の報告がございまして、中には既に活用や除却に至ったという空き家もございまして、年々、空き家に対する苦情、相談件数の数は増加しております。空き家自体の数も増加傾向にあると認識しております。

また、これまでに周辺環境に及ぼす影響や危険度の高い特定空家を19件指定しております。行政代執行の1件を含め、8件の特定空家等の除却が既に完了している状況ではございますけれども、中には相続人が存在しない、あるいは相続をめぐる係争中である、あるいは住んでいる場所が特定できないなどの理由による困難案件11件が未解決となっているところでございます。

以上でございます。

○前田弘次郎議員

町内では226件の報告ということですが、これ以上あるかも分からないということですね。

では、本町においても空き家バンクホームページを開設され、事業を開始されているが、これまでの実績について伺いたします。

○山口裕一総合戦略課長

本町におきましては、平成29年度から白石町空き家バンク事業を開始いたしてございまして、令和2年度から空き地バンクを追加して、新たに白石町空き家・空き地バンク事業として実施しております。事業の実績の御質問でございますけれども、開始年度の平成29年度から令和5年、直近の累計での御報告をさせていただきます。

空き家につきましては、最新のデータで登録件数が52件、成約件数が38件でございます。空き地につきましては、登録件数が18件、成約件数が7件となっております。また、今現在の登録物件数でございますけれども、空き家14件、空き地11件の合計25件でございます。空き家・空き地バンクホームページで紹介させていただいております。

○前田弘次郎議員

空き家が226件のうち、登録件数が大体50件から始まったということによろしいんですね。

空き家バンクの事業の効果を発揮するには、登録件数を増加させる必要があると考えますが、その課題についてお伺いいたします。

○山口裕一総合戦略課長

空き家・空き地バンクに物件を登録する場合なんですけれども、空き家や空き地の所有者が、町と白石町空き家・空き地バンク制度の空き家及び空き地の媒介に関する協定書を締結しております宅地建物取引業者を通じまして登録の申込みをしていただく。そして、提出された申込みの内容を町が審査いたしまして、適切であれば、空き家・空き地バンクホームページ上に物件を掲載するというような流れになっております。

登録件数を増やすためには、多くの空き家ですとか空き地の所有者から申込みをしていただく必要がございますけれども、その所有者の方の中には、県外の遠隔地にお住まいであったり、あるいは空き家や空き地を所有していても、取りあえずこのまま所有しておくといった、問題として認識されていないという方が多数おられます。町といたしましても、これまでも空き家や空き地の所有者に対しまして、広報紙や、毎年6月に送付いたしております町税の納税通知書に制度の案内を記載いたしまして周知を図っておりますけれども、さらに登録物件数を増やすためにも、空き家や空き地の所有者に対しましてより一層制度の周知を図ることが課題であると認識しております。

○前田弘次郎議員

空き家ですけど、全国で空き家が増加しております。新聞報道では、人が長い間住んでいない家は349万戸あるということです。今後ますます増加すると見込まれています。本町でも、白石町空家等対策計画を制定され、昨年1月には特定空家の代執行を行うなど、積極的に取り組まれてきたと感じます。これからの空き家対策の在り方についてお伺いいたします。

○山口裕一総合戦略課長

これからの空き家対策についてということでございますけれども、現状、空き家対策については様々な問題がございます。主な課題点としては、1つ目は、相続がなされていない土地や家屋が非常に多く、相続等の追跡調査に多くの時間を費やしているということです。2つ目は、空き家等の所有者は町外に居住している場合が多く、所有する空き家の状態を把握されていないことや、相続等により取得したことを認識していない場合が非常にあり、すぐに法的な措置、手続を開始することができないというケースもございます。

3つ目でございますけれども、特定空家についてでございますが、不利益処分である命令へ移行する場合もございますので、訴訟リスク等も踏まえ、慎重な手続が必要となっております。このような措置を実施してもなお履行がされない場合は、本町が

昨年1月に行ったような行政代執行ですとか略式代執行での解決を図ってまいります。ただし、公金を投入しての行政代執行となりますので、優先度合いなど十分な検討が必要と考えております。このような対処方針につきましては、法定の空家等対策協議会を設置しておりますので、特定空家等の認定、所有者等の調査、措置の方針などを今後も引き続き検討してまいります。

また、先ほど申し上げたような問題点につきましては、実は議会のほうから国の関係省庁に、特定空家等における対策の強化を求める意見書の提出と、それと要請活動も行っていました。また、その後ですけれども、町のほうからも、空き家対策を執り行います市町村の意見といたしまして、国土交通省のほうにも提言もさせていただいているところでございます。国のほうでは、市町村から制度改正を求める声を社会資本整備審議会の空き家対策小委員会のほうで取りまとめられておりまして、空家対策特別措置法を改正する方針を固めて、併せて空き家対策関係事業ですとか相続登記の見直しというのも行われるようでございます。

本町といたしましても、町の視点から制度に関する問題点を洗い出しながら提言を行っていくとともに、管理不全の空き家の発生抑制と適切な管理、除却に向けた取り組みを今後も行ってまいります。

○前田弘次郎議員

答弁の中にも国の対策がありましたけど、今通常国会にも空家対策特別措置法の改正案が提出されております。また、近隣の市町でも一般質問であっております。これは全国的な問題ですが、我が町でも今後の空き家問題が深刻な町の課題と考えます。後回しせずにはしっかり考えていただきたいと思いますが、町長にお伺いします。

○田島健一町長

お答えいたします。

今後、本町においても人口減少や高齢化に伴い、さらに管理されていない空き家の数が増加するのではないかと危惧をいたしております。空き家問題は、安全上の問題だけでなく、景観、生活環境の悪化などの問題も含んでおりまして、喫緊の重要な課題だと捉えているところでございます。

先ほどから担当課長が答弁いたしましたとおり、空き家対策には様々な課題がある中、対策を講じてまいりましたが、ただ、一言に空き家といっても、十分居住に耐え得るもの。リフォームすれば居住可能なもの。老朽化が進み、解体したほうがよいもの。危険な状態で特定空家等に認定したものなどなど、その段階に応じた様々な対応が必要になってくると思います。また、本町では昨年1月に、危険性の高さから周辺に大きな影響を及ぼすと判断し、やむを得ず行政代執行を行いました。特定空家等となる前に適正な管理や活用を促すことが重要だと思いますので、今後は所有者やその御家族に対し、空き家のリスク等についての啓発も積極的に行ってまいります。

いまだ町内には早期解決が困難な案件も存在いたしますが、今後も引き続き、住民の皆さんが安心して暮らしていけるよう、空き家対策に取り組んでまいります。また、先ほど意見書提出で国のほうの動きもあるようでございますので、そこについても、

近隣市町、また県と一緒に動いてまいりたいというふうにも思います。
以上です。

○前田弘次郎議員

町長の答弁にもありました。まだ十分に居住として使える物件。そこで、総合戦略課長にお伺いします。

先月の25日に、白石の地で縁結びが行われました。カップルが4組と聞いております。残念ながら町外同士のカップルが多くなったとのこと。このカップルが御結婚まで進んだときには白石町から空き家をプレゼントしたら、空き家対策と人口減の対策になります。そして、このカップルに子どもさんが誕生したら、少子化対策にもつながるのではないのでしょうか。総合戦略課長、どうでしょうか。

○山口裕一総合戦略課長

2月25日、白石の地で縁結び、いちごの駅で行われまして、最終的にはアプリを介してマッチングが成立しておるようで、成果に結びつけられたとっております。

マッチングが成立した男女に空き家を提供するというところでございますけれども、確かに移住・定住に大きく貢献できるものだと思いますし、併せて空き家対策も少子化対策も解決できるものだと思います。現在、本町は、移住支援事業、それと新婚生活者へのスタートアップの資金補助、そして住宅取得支援事業の、この3本柱で移住・定住事業に取り組んでおります。加えて、空き家・空き地バンクにより空き家の解消に取り組むといったように、おのこの事業がその役割を果たしているものと認識しております。空き家を提供するという事は、いろいろ制度設計上であるとか事業に取り組む、そういう点ではハードルが高いわけでございますけれども、議員御指摘の部分というのは恐らくそういったことではなく、事業を展開していく上で柔軟な発想でという意味だと理解いたしました。今後、おのこの事業を結びつけて、総合的な視点から各分野の課題点を解決できるような事業展開を検証してまいりたいと思います。

また、各自治体でいろいろな空き家制度ですとか移住支援策を行っておりますので、そういった意味でも独自性のある発想も、非常にこれは有効だと思いますので、今後検証してまいります。

○前田弘次郎議員

総合戦略課長、まさしく総合戦略課の答弁だと思います、今の答弁。本当、拍手をしたいぐらいですよ。ありがとうございました。

では、3項目めに入ります。新設白石中学校の通学路についてです。

令和6年4月の開校に向けて、施設整備や制服については着々と準備が進んでいると思われま。白石中学校への通学形態の在り方については、保護者の方へ情報提供もなく、特に遠距離通学を強いられる地区は不安を抱いておられます。通学形態をどのように検討されているのかお伺いいたします。

○出雲 誠学校教育課長

通学形態につきましては、新しい学校づくり準備委員会で検討を行ってきたところです。通学支援をするかしないかからの協議を行い、通学距離6.5キロメートル以上の生徒を対象にスクールバスによる通学支援を行うことに決定しました。この6.5キロメートルというのは、現在白石中学校の最長通学距離を基準に設定し、生徒一人一人について距離を測るのではなく、おおむね6.5キロメートル以上の地区を対象に支援を行うことにしております。

通学支援の対象につきましては、学校づくり準備委員会だよりや新入学生説明会においてお知らせをしておりますが、開校まであと一年余りとなりましたので、しっかりと情報提供を行っていきたいと考えております。

○前田弘次郎議員

通学距離の6.5キロメートルのところは、一番最後にもう一回、私のほうからお話をさせていただきます。

スクールバス6台の根拠についてお伺いいたします。

○出雲 誠学校教育課長

先ほど申しました通学支援の対象地区における令和6年度の生徒数予想は、福富方面が84名、牛間田方面が15名、新明方面が12名の合計111名となっております。この111名に対してマイクロバスが何台必要なのか検討を行いました。マイクロバスの定員は補助席も含めれば27席ありますが、中学生は体格も大きく、通学の際かなり多くの荷物を持っているため、補助席を使用せずに、1台につき最大21名の運行を確認したところです。このことにより、スクールバスの台数は、福富方面が4台、有明方面が2台の計6台を予定してるところです。

また、6.5キロメートル以上であっても、スクールバスを利用せず自転車通学という生徒も考えられるため、今後、意向調査を行い、最終決定を行いたいと思っております。

○前田弘次郎議員

意向調査を行った上での最終的なスクールバス利用の数が出てくると思っていますので、この辺が出てから、これはまた議員のほうにも報告をお願いいたします。

次に、山間地の通学をどのように考えておられるのかお伺いいたします。

○出雲 誠学校教育課長

毎日の通学は、子どもたちの体力づくりの面からも大きな役割を果たしています。たくましい子どもを育てるためにも、自力登校の推進をしているところです。今回の中学校再編により通学距離は変わりますが、山間部の通学の流れはこれまでと大きく変わりません。このようなことから、山間部の通学についても距離により支援の対象を判断するとしております。直接の支援ということではありませんが、遠距離通学となることから、電動アシスト自転車による通学は認めることとしております。

○前田弘次郎議員

子どもたちの体力づくりの面からということで、ある高校の野球部はどんなに遠くても自転車通学をさせて、これが一番体力的につくということで、野球部ではそういうふうに行われていることを聞いております。

次に、路線バスですね。通常、国道とか通ってる路線バスでの通学についてはどのように考えているのかお伺いいたします。

○出雲 誠学校教育課長

遠距離通学者に対してはスクールバスによる支援を行いますので、路線バスによる支援は考えていないところです。下校時は部活動のありなしで2便出しますので、十分対応できるものと考えております。

しかし、スクールバスの通学支援の対象とならない生徒が路線バス等を利用し、通学するケースも出てくるかと思えます。これについては、特に制限を設けることはないと考えておりますが、支援の対象とすることは考えておりません。

○前田弘次郎議員

路線バスの利用は、多分、有明地域の子どもたちが多いのかなど。国道を通ってまでするので、例えばバス停の目の前に自宅があられる子どもたちは使うことがあると思います。この辺のことも、今のところ支援はないということですが、今後いろんな問題が出てくると思えますので、そのときは適切に対応をお願いしたいと思います。

次に、多くの生徒が自転車による、すみません、これに入る前に、6.5キロでスクールバスを決められたという経緯で、深浦西分からがスクールバスで来られると。深浦東分の方たちは自転車で来てくださいということですが、私が中学校のときも、深浦西分は自転車通学だったんです。私たち深浦東分の子どもたちは徒歩で登校した経緯があります。特に、私の自宅は深浦西分とあまり距離が変わらん状況です。しかも、私たちはちょっと山のほうに住んでますので、中学校のときに私はすごく、何でちょっとしか変わらないのにこういうことが起きるんだというのを思った経緯があって、今回質問する中に、この6.5キロという一つの、白石中学校の生徒たちを拠点にしたということ、そういうことで今回決められたということですので、これは私たちも当初の予算の6,000万円のほうにも、スクールバス購入費でも賛成しておりますので、いろんな形で保護者の方との話し合いを十分やっていただき、いろんな意見を聞いていただいて、今後どのような対応をするかということを決めていただきたいと思います。学校教育課長がうなずきましたので、私も安心しました。

次に、3番目に入ります。多くの生徒が自転車による通学を希望されるのではと考えるが、通学路の指定と交通安全対策についてお伺いします。

○出雲 誠学校教育課長

通学路の指定につきましても、新しい学校づくり準備委員会で検討を行い、大枠が固まってきているところです。通学路の指定については、歩道のある道路を優先する。

国道、県道は原則として歩道がないところは通らない。生徒が1箇所に集中しないように分散させるなどといったことを考慮し、検討を行いました。

通学路を検討するに当たり、新たに通学路として予想される路線については、警察、国道、県道の管理者、準備委員会の委員、町の担当と通学路点検を実施し、道路の状況について確認を行いました。通学路点検結果を基に、路線及び整備箇所について現在精査を行っている段階であり、より安全な通学路となるよう、しっかりと対策を行っていきたいと考えています。

○前田弘次郎議員

今回の中学校再編について、通学路は、新たに福富地区、有明地区から来られる子どもたちの中で、今言われた通学路以外のところを通ってくる子どもたちも増えてくると思います。その辺のことも十分考えられて今後の対策に、まだ1年間ありますので、どこの地区からどういう子どもたちが来るのかをしっかりと検討していただき、通学路の安全についてはお願いをしたいと思います。

次に、通学路の街路灯についてお伺いいたします。

○出雲 誠学校教育課長

各地にある防犯灯については、基本的に地元で設置し、維持管理を行っていただいております。今回、新たに通学路に設定する路線もあり、幹線通学路については町での街路灯の整備も必要と考えております。これから関係課、地元との協議、連携をしながら街路灯の整備に取り組んでいきますが、予算の問題もあり、どうしても優先順位をつけながらの整備となっていくと思っております。

また、予算の問題もありますが、もう一点課題がございます。街路灯の光による農作物への光の害、光害の問題です。農作物の生育への影響もあることから、光害対策についても検討し、農業者に理解を得ながら街路灯の整備を行っていきたく思っております。

○前田弘次郎議員

街路灯については、重富議員からも質問がありました。有明地域には街路灯が青のところがあります。ここは多分、農作物に被害がなく立てられたのかと思いますが、青色というのは、犯罪の意識というか、それを抑制するじゃないんですけど、犯罪を起こさないためにブルーを使うということを言われてますので、たしか牛屋地区は今までの蛍光灯だと思うんですけど、今LEDもありますので、この辺のとももしっかり今後検討していただきたいと思います。

少し早いですが、最後の質問ですが、深浦地区から自転車で通学する場合は国道を通過して登校します。交通事故の危険性が多くなります。そこで、私の悲願である深浦トンネルを開通して農道を利用することで交通事故の危険性は低くなると考えますが、どうでしょうか、お伺いします。

○笠原政浩建設課長

深浦トンネルにつきましては、以前からいろんな角度、視点で考察され、御提案いただいているところでございます。今回、町道高町百貫線の峠を越える道路をトンネルで整備し、農道へ接続する案を御提案いただきました。トンネルを整備して、交通量の少ない農道に接続し、通行量を分散することも、交通事故の危険性が減少する大きな要素となることも考えられます。しかしながら、深浦坂田間のトンネル工事を農道として整備するにも、延長が約750メートル程度となり、多額の事業費がかかるため、取り組みには非常に厳しい状況だと思われまます。

また、国道207号線の百貫橋から室島南交差点までの4車線化が完了し、町道高町百貫線の交通量は減少しております。昨年、令和4年5月に実施いたしました交通量調査では、午前7時から午前9時までの交通量は上り下り合わせて432台となりまして、一昨年、令和3年6月の471台と比較しますと39台減少いたしております。こういった形で、年々減少しているような状況でございます。さらには、有明海沿岸道路も深浦地区まで開通する予定でありまして、町内の車の流れも大きく変化するものと考えられ、これからの状況を注視していくこととしております。

以上、これまでの答弁の繰り返しになりましたが、今後の道路整備や交通安全対策につきましては、これから検討される小学校の再編計画によって児童の通学形態が明確になってくると思われますので、こういった状況も考慮しながら、関係課と調整を図りつつ検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○前田弘次郎議員

確かに、トンネル工事には多額の事業費がかかります。これは町だけではできませんので、県、国のほうにもお願いをしていかなければいけないかと思ひます。取りあえず、交通量が減っているというのは、今、人口減でもありますので、交通量は確かに減ってくると思ひます。ただ、私が思うのは、通学する子どもたちが一人でも交通事故に遭わないためにはどうしたらいいのかということを考えて、私は深浦トンネルが最高の案だと思ひておりますが、今後もこの質問は続けていきたいと思ひますので。

これにて私の一般質問は終わります。

○片渕栄二郎議長

これで前田弘次郎議員の一般質問を終わります。
暫時休憩します。

10時15分 休憩

10時45分 再開

○片渕栄二郎議長

会議を再開します。
次の通告者の発言を許します。中村秀子議員。

○中村秀子議員

それでは、質問させていただきますが、昨日、大谷選手率いる、栗山監督率いる侍

ジャパンが4連勝ですばらしい試合を展開してくれました。普通、あんなに点差がつくと、私はもういいと思ってチャンネルを切り替えるんですが、とてもとてもそんな気にはなれませんでした。最後までこの人たちの爽やかなプレーを、一生懸命なプレーを見たいという、ヒットを打っても何かわくわくするような、4試合全てがそうでした。大谷さんのあの爽やかさと謙虚さと実力と備えていれば、こんなに日本中を喜びの渦とか希望の渦に巻き込んでくれるんだなというふうに思いました。私も、技術とかそういうものは及びませんが、あの心持ちだけは、大谷さんのようにいつも爽やかで笑顔で、そんなものでありたいなという思いを込めながら昨日は見たところでした。今回の一般質問、一生懸命させていただいて、その一手になればいいなという思いで質問をさせていただきます。

まず、不登校の対応についてということで質問をしております。

今年度もあと数日を残すのみとなりました。先日、ある学校を訪ねてみると、朝方ですけれども、女子児童が登校を渋って車から降りずに、校長先生やほかの先生たちも来て校舎に連れていかれようとしておりましたけれども、その子どもさんは泣き叫んで大変な修羅場というか、それを見ておりました。親もつらいし、子どももつらい、学校も困られているという場面でした。でも、不登校の問題は、何より子どもたちが、今どうしたらいいのか子ども自身が困って、深く悩んでいる状況であると思います。このような状況でどのような支援ができるのかなという観点で、私は質問を行います。

まず、本町の不登校の実態と、不登校ではないけれども不登校傾向の子どもたち。登校はするけれども、保健室に行ったり、別室に行ったり、支援室に行ったりする子どもたち。コンフォート「あい」に通っている子どもたちの実態について答弁をお願いいたします。

○梅木純一主任指導主事

過去5年間の不登校児童・生徒の推移については、資料請求がありましたので、資料を確認ください。平成30年度より、21人、27人、29人、42人、そして本年度、1月までの資料となりますが、40人の報告を受けているところです。年間30日以上欠席がある不登校児童・生徒は、5年間の推移を見ても増加している現状があります。全国的に見ても増加傾向にあるわけではありますが、白石町としてもその増加率が高く、喫緊の課題だと捉えております。

また、学校には登校できているものの、別室や保健室への登校を行う児童・生徒数についても、資料に記載しているとおりでありますが、例年20名前後ほど在籍している状況です。教育支援室コンフォートスペース「あい」への今年度の通室生は5名となっております。

○中村秀子議員

この資料を見ておきますと、平成30年から令和4年、倍ですよ。何か対策を取っている、何かしているのだろうかと思うほどの増加なんですよね。いろんなことをさせていただいてこの増加と思うんですけれども、特に令和2年から令和3年は1.5倍。生徒数はこんなに減っているのに不登校の数だけは倍とか1.5倍とか増えていること

について、非常に何でだろうと思うんですけれども、そこら辺のことをどのように理解していらっしゃるのでしょうか。

○梅木純一主任指導主事

今、お話をいただいたように、児童・生徒数の、極端な減少とまではいきませんが、不登校児童・生徒数については増えている現状にあります。各学校におきましても、不登校生徒等を生まないために対応を共有しながら進めているところではありますが、この数が減らずにいるという現状にあると認識をしております。子どもたちにとっても、その理由ですね、休みの理由についても、特別な理由がなく何となくという部分が増えている。これは白石町に限らず全国的な部分でもありますが、そうした面もあります。学校としても今後どのように対応を進めていくかというのが難しい現状にあるというふうに、今のところ認識をしてるところです。

○中村秀子議員

理由、悶々としてという今回答がありましたけれども、そこが分かれば何か手がかりがありそうなものだと思うんですけれども、この数字を見る限り、現在、令和4年の40名の子どもたちが一体家でどがんしとんさつとやろか、どんな生活を送っているのだろうかと思いをはせると、非常に辛い気分がいたします。それを何とかしていきたいし、生きる支えになればなという思いがいたします。

私が最初に不登校の生徒を担当したのは、昭和62年でした。かれこれ30年以上前なんですけれども、何で学校に来ないのかと家庭訪問を毎日して、生徒を問い詰めていました。何で学校に来んとね、意味分からんとかというふうなことで問い詰めていたことを思い出します。毎日、家庭訪問を繰り返す中でお母さんに会って、お母さんも悩まれているということ、家庭の複雑な事情をお話ししていただいて、こういうことだったら学校に行く気分にはなれんのかなということをおぼろげながら感覚的に感じ取ったものでした。その子どもは、ほとんど中学校には来られませんでした。来ることができませんでしたけれども、私が別の学校に転勤して、その子たちの成人式に出ていると、その子は何と総合司会をしていたのでびっくりしました。人って変わるんだなというような思いがいたします。

平成28年公布の教育機会確保法では、学校以外の多様な学びの場について児童・生徒や保護者に対する必要な情報の提供、助言、相談支援を行うように行政に求めております。本町において、多様な学び、そういうところの情報の提供、周知はどのようになされておりますか。このような不登校及び不登校傾向の子どもたちに対してどのような対応をしているのか説明してください。

私も、この法律ができる前は、何とか学校に来させよう、今もほとんどの先生方はそうじゃないか、何とか、早う学校に行けるといいね。学校に来れるといいね。今日は何日学校に来たからよかったねというような視点で、学校に行けることがいいことだというふうに思っておりましたが、いろいろ話を聞いてると、学校は行かんでよかとよって。学校復帰が一番の目標じゃないんだということをこの法律が示しているということを聞いて、我々の頭は古いなと思ったところでした。そういうことで、説明

をお願いいたします。どのような対応をしてるかですね。

○梅木純一主任指導主事

まず初めに、学校での対応についてになりますが、学校での対応につきましては、児童・生徒の担任を中心としながら、定期的な連絡、家庭訪問等を実施しているところです。さらに、管理職や教育相談担当など学校全体で支えることができるようチーム学校の体制をつくり、情報共有を図りながら対応を進めているところです。先ほど話もありましたが、保健室や別室登校の児童・生徒もいますので、町で配置しておりますスクールアシスタントなどを中心としながら担当職員を配置し、対応しているところです。

現在、タブレット端末が導入されまして、オンラインでの授業配信等も少しずつ進んでおり、別室で授業の様子を参観するなどのリモート等の対応も行われるようになっていくところです。別室等での対応につきましては、個別での時間割を立て、教室に行く時間や保健室で過ごす時間など、本人と1日のスケジュールを決めながら過ごす対応が行われているところです。ただ、スクールアシスタント等配置はしておりますが、常駐等の対応というのは難しく、人的な配置、確保についても一つの課題となっています。

現在、不登校の対応の基本として学校で共通していることが3点ありまして、1つ目が、連続3日間の休みに迅速に対応する。2つ目に、安心できる学級づくりのための手だてを構築する。3つ目に、新学期当初に教育相談を行い、児童・生徒と学校職員との関係づくりに努めることとしているところです。このほかにも、心理相談の専門家であるスクールカウンセラーや関係機関との連携調整を図るスクールソーシャルワーカー、不登校児童・生徒の自立支援に取り組むスチューデント・サポート・フェイスなどの外部機関とも連携を取りながら支援策を検討するとともに、保護者に対しても、学校を通じて、このような様々な外部機関等があることの情報を提供しているという状況になります。

○中村秀子議員

子どもたちが来たときの別室での対応は支援員、スクールアシスタントの先生や、担当職員というのは誰になるのでしょうか。そんなゆとりが、私が行ってる学校、ゆとりが誰なのかなと思いたらないので、お聞きします。

また、リモートで授業をやられてるということですが、実際はどのくらいの率で、全教科とは言わんやろうし、中学校になると教科ですので教科から、何か非常に難しいだろうと思うんですが、どのくらいで実績を上げているのか。今後、このことについて、リモートでの授業についてどのようなシステムというか、構築されているのかお伺いします。

○梅木純一主任指導主事

担当職員ということですが、常駐ということは難しいですので、現在、中学校等では空き時間の先生等が入れる時間というところになっております。

リモートにつきましても、先ほど言ったように、全ての授業でできる状況ではまだございません。少しずつ可能な範囲でということですので、率でいうとまだ非常に少ない現状ではありますが、例えば例としては、小学校の不登校の部分の中で、クラスによりますけども、授業を配信しながら、見れるときに見てねというところを紹介している例が出始めている状況ですので、先ほどお話ししたように、率としてはまだまだ低いです。今後どのようなことができるか、ただ、少しずつできる環境が整っていますので、少しずつそこを増やしていけたらいいなというのが現状です。

○中村秀子議員

せっかくタブレット端末を子どもたちにやっておりますので、できれば子どもたち側からの発信が学校に届くように、ここ分からなかった、こうですかと。一方的な学校側からの情報の提供だけではなくて、これをこうしました、返信ですね。双方向の交流がやれたら、少し参加感というか、違うんじゃないかなと思っております。そういうことの研究がこれからずっと必要になってくるのではないかと思います。それをやってこそ、デジタルDXが学校の中でも生き生きと必要なものになってくるのではないかなと思います。

また、スクールカウンセラーやソーシャルワーカーということでも手だてをさせていただいてるということですが、資料を要求してはいたけれども、その相談状況について。また、ソーシャルワーカーさんて何人いらっしゃるのか。そこら辺をお願いします。

○梅木純一主任指導主事

スクールカウンセラー等の相談状況についてです。資料請求がありましたので、資料を御覧ください。不登校に係る状況の相談については、令和3年度で14人から68回。令和4年度の12月までとなりますが、14人から32回の相談を受けております。

町としても、不登校の理由が多様化している現状から、先ほど説明申し上げましたスクールソーシャルワーカーを雇用している状況です。スクールソーシャルワーカーは現在1名です。県から配置されている時間プラス町単独での任用時間を設けて、各学校への対応に当たっていただいているところです。

○中村秀子議員

スクールカウンセラーさんの相談状況を見ておきますと、令和3年から令和4年にかけて、不登校は増えているのかかわらず相談件数が減っているという理由は何でしょうか。

○梅木純一主任指導主事

今回、学校のほうに確認をさせていただいた資料につきましては、不登校に係る内容の相談がどれぐらいあったかというところで上げていただいております。もちろん、12月までの部分となりますので、さらに増えることとなるとは思いますが、完全不登校のお子さん等の率も少し上がっているところもありますので、そうした点も反映し

ているのではないかと考えております。あと3箇月の間でどれぐらいまで増えるかというところはあるかと思いますが、そうした点も併せての今の現状ではないかと理解しております。

○中村秀子議員

現状はお伺いしました。減っている、相談がなされていないのはどちらのほうに課題があるのか。カウンセラーさんに幾ら相談したっちゃ何も自分のもやもやは解決せんだとか、カウンセラーさんの時間が足りないんだとか、これだけ大きな課題を抱えてやったら、町もスクールカウンセラーさんを雇用しているので、もっと活用して、専門的なことを相談していただくといいのかなというふうに思っているんですけども、その減っている原因は何かというようなことをお伺いしております。

○梅木純一主任指導主事

すみません、原因の部分というところですけども、1つ、先ほどの説明もさせていただきましたが、不登校に係る理由が非常に多様化しています。どこがはっきりとした原因なのかということなかなか説明できなかつたりするケースというのが今までに比べて増えてきています。そうしたことも1つ、実際の具体の相談をするところの数字として減っている理由にもなっているのではないかと考えております。児童・生徒と相談先を結びつける取り組みというのが、今後の課題になるのではないかと考えられます。

○中村秀子議員

これも相談できないことが大きなですね、相談できる気持ちになればちょっと前へ進む。相談できない、ここの閉鎖感、閉塞感というか、それが大きいかなというふうに私自身は考えているところです。

私が担当していた不登校を最初に持ったときには、スクールカウンセラーとかというのはありませんでした。本当に手探りで話を、カウンセラーをしよったか分からんねと思うくらいです。当時はそういう制度もありませんでしたが、心の問題の解決が肝要であると思います。本町での不登校の子どもたちを支えるスタッフはどのようになっていますでしょうか。また、それぞれの役割について説明してください。

○梅木純一主任指導主事

先ほどの説明の中でも一部触れさせていただきましたが、まず学校としての対応としましては、担任、学年主任や教育相談担当、生徒指導担当、管理職やスクールアシスタント等が連携を図りながら対応を進めているところです。そのほかに、学校規模に応じながら、不登校児童・生徒の状況等に応じてスクールカウンセラーを配置しているところです。令和4年度では、白石中学校で184時間、福富中学校で48時間、有明中学校で152時間、小学校では72から80時間が配置をされているところです。併せてスクールソーシャルワーカーを配置しております。学校外につきましては、教育支援室のコンフォートスペース「あい」を設置し、学校外での児童・生徒の活動の場と

なっております。

それぞれの役割についてということになりますが、スクールカウンセラーにつきましては、児童・生徒や保護者、教職員からの相談を受け、支援の方法等について助言を行っていただいております。スクールソーシャルワーカーは、児童・生徒が置かれている環境について働きかけを行っていただき、必要な外部機関との接続を進めていただいております。学校においても、相談の窓口や家庭訪問、スクールカウンセラーやソーシャルワーカーとの調整の担当、別室登校の児童・生徒の対応等、役割分担を明確にしながら対応するように努めているところです。

○中村秀子議員

分かりました。そうですね、もうこのことについては、次行きます。

不登校の子どもたちにとって、いろんな外部からの接触というのは苦痛でもあり支えでもあるというような、非常に難しいところであると思います。2月18日の朝日新聞の見開きページに、川崎子ども夢パークの記事がでかでかと掲載されておりました。実は、11月に文教厚生常任委員会でその夢パークを訪問いたしました。その中の一つの機能にフリースペースがありました。小学校から高校までたくさん子どもたちが来ており、あなたはあなたのままでいいのだよというコンセプトで、スタッフとボランティアの方がごちゃごちゃに過ごしておりました。ごろごろしててもいいし、ゲームばかりしててもいいと言うのです。以前の私であったならば、ごろごろしよったらどがんすんね、少し勉強でんしてみらんねて言いたいところです。

本町には、適応指導教室、今、支援室と言うんですかね、支援室コンフォート「あい」がありますが、そこでの支援状況について説明してください。

○梅木純一主任指導主事

教育支援室のコンフォートスペース「あい」を設置しておりますが、ここでは、心理的、情緒的理由により登校できない状態にある児童・生徒に対して、個別または小集団での相談、支援、活動を行い、自立を促し、集団生活に適応する力を育みながら、学校復帰や社会性の育成、それぞれの状態の解決に向けた支援を行っております。現在、常勤が1名、非常勤2名の支援員を配置し、支援を行っているところです。今年度は5名の生徒が入室をしております。

基本的なスケジュールになりますが、午前中は本人が行うことを決めております。漫画を読んだり、支援員とカードゲームをしたりするなど、自己の心の状態に合わせた活動が展開されております。午後は、リフレッシュ活動や栽培活動などの体験活動にバランスよく取り組めるよう週の案を作成し、取り組みを進めております。スポーツや農園での野菜作り、料理教室、遠足等、自然や人との触れ合いを行いながら、社会自然体験活動を通して自立を促しているところです。このほかにも、ALTとの英語教室、スクールカウンセラーとの面談も計画的に行われております。今年度からWi-Fiの環境も整備しながら、児童・生徒の状況に応じて、1人1台パソコンを利用したリモート授業が受けられるような環境も整えて取り組んでいるところです。

以上になります。

○中村秀子議員

私が衝撃を受けた子ども夢パークの状況を皆さんにお知らせしたいくらいなんです。地域の老人の人や若い人や大学の人や主婦や、いろんな人が寄ってたかって遊びに来て、子どもたちを支えているという状況でした。まず、御飯を作ったりするらしいんですよ。私が以前、武雄市に勤めていたときに、「スクラム」という適応指導教室があるんですけど、そこに武雄中の生徒も行ってたのでしょっちゅう行っていたんですけども、そこはまさに梅園の中であって、一軒家がありました。周りは畑だし、川に魚釣りに行ったり、それぞれが自分のペースで支援をされていて、「スクラム」もこういうイメージでやられたんだなということを思ったところです。

本町施設再編計画で、今のコンフォート「あい」があるスペースが機能的に公民館になったり、いろんなことになると思うんですよ。大事なのは、そのスペースを再編の中でどうするか。願わくば自然の中で、一軒家が借りられて、周りに畑や田んぼや川や森やいろんなものがあって、人が自由に行き来できる。何のちゅうちょもなく、遊びに来たよって行ける場所にできたらいいなというふうに思っているところなんです。何よりもまず子どもたちが、「スクラム」の場合、二十歳になって成人して卒業した子どもたちが遊びに来てたんですよ。ずっと遊びに来て、何しよんねって来てるんですよ。それは何かというと、先生に会いに来てたんですよ。長いことそこ、設立当時から十数年指導されていまして、先生、こが元気がよかったよ、今こが仕事をしてるよというふうに会いに来てたんですよ。そういうふうなことを見るときに、何が一番大事なのか。場所的なこと、人的なこと、そういうふうなことを含めて、どういうふうに今後お考えになるのか説明をお願いいたします。

○梅木純一主任指導主事

今、お話をいただいたとおりですが、教育支援室等では、子どもたちが自由な環境の中で自ら開放し、自立の心を育てていくという場所として非常に大事な場所だというふうに思っております。現在、教育支援室は有明のほうに配置をしておりますが、貸し農園等があったり、近くに社会体育館があって運動する場があったりというふうな形で運用させていただいております。先ほど話のあった部分では、高校進学した高校生が竜王駅で降りて立ち寄ってくれるというふうなことも現状も起きております。現状としては、配置できる環境としては今のところはベストかなと思っておりますが、今後再編を進めていく中で、どの場所が適切なのか、どういう環境がよいのかについては御意見等いただきながら検討していかなければいけないと考えております。

○中村秀子議員

私が一番、夢パークで感じたのは、人だなと思ったんですよ。子どもたちを支える人がどうであるのか。閉鎖的であっては絶対いけないんだなって。お年寄りが来て、黙々と泥だんごを作る子どもを朝から昼までずっと見ていらっしゃるお年寄りがいるんですよ。ようできたねって言ってくれるとかですね。人が自由に来れる。今、職員さん3人さんですよ、それ以外の人も来れるスペース。そして、願わくば、子どもた

ちがそこを卒業して5年、10年たって成人するまで見届けられるようなスパンで職員さんを雇用できていたらいいなと思うんですけれども、そこら辺、検討していただければというふうに思います。

不登校の子どもたちにとって将来への不安は大きいんじゃないかと思います。不登校生徒の子どもたちの卒業後の進路について説明をお願いいたします。

○梅木純一主任指導主事

卒業後の進路についてでございますが、令和3年度でいきますと、中学3年生が5名通室しております、県立高校へ2名、私立高校へ1名、高等専修学校へ1名進学をしております。それ以前においても、自らの選択の下、進学を行い、中には、高校ではほぼ休みがない状態で学校に通っているという生徒の情報も届いております。ただ、高校卒業後の進路については十分な情報を得る機会が少なく、現在のところあまり把握ができていないという状況にあります。

○中村秀子議員

皆さん高校までは何とか、いろんなサポートが、高校の先生たちも一生懸命サポート、専修学校というのは星生学園のことなんじゃないかな。いろんな専修学校がありますが、本町から行ってるのは星生学園が多いので、そこら辺に行って頑張っている子どもたちもおります。そこを卒業した後にひきこもりの大人にならないためには、そこからのサポートが大事かなって。どうしよるね、頑張りよるねとか、専修学校、高校で就職をお世話していただくと思うんで、その後の追跡調査とかという、そういうことをどのように考えているのか教えてください。

○梅木純一主任指導主事

先ほど説明をさせていただきましたが、現在のところできていないというのが現状になりますが、今後、高校に進学した後、それから高校を出られた後等についても情報を得られる機会をどうするかというのについては検討していかなければいけないかなと思っておりますので、その方法について検討していきたいと思っております。

○中村秀子議員

今後ではなく、既にですよ、支援室を巣立って高校に行って、高校から大学に行ったり社会人になったりしている、引き籠もっている子ども、ひよっとしたらいるかもしれない。そこら辺の調査は、過去に遡ってというか、今、二十歳ぐらいの子どもさんとかですよ。町内に在住であれば、ぜひ、元気に働いたり大学に行ったりしていると、今の子どもたちの大きな心の支えになると思うんですよね。不登校で学校には行かれんやっばってん、大学にも行ってちゃんと勉強してるとか、ちゃんと働いているという情報は大きな力になると思うんですよ。そこら辺の調査について、できないものなんでしょうか。

○北村喜久次教育長

不登校の問題のことでたくさん御質問をいただいております。追跡調査のことです。調査ではありませんが、中学校のときにほとんど学校に来れずにいた状況で、高校ではほぼ欠席なしで頑張っていて、その後もきちんとした企業に就職をして、今、最前線でビジネスマンで活躍している子が複数おります。そういう子もおりますので、こういう調査で現状いろいろ悩んでる子たちの勇気づけになればと思うんですが、なかなか調査が簡単に、一般の調査みたいにいきませんので、非常に配慮が必要なところがあります。全ての方がその回答に応じていただけるかどうかというふうなことも考えられますので。

いずれにしても、こういう調査は必要だと思いますので、早急に実施する方向で考えさせていただきたいと思います。

以上です。

○中村秀子議員

次に、不登校にならないための支援についてお伺いします。

○梅木純一主任指導主事

不登校の原因については、先ほどからもお話ししておりますが、それぞれに異なるところがあり、これをすれば不登校をなくせるという決定的な取り組みがないというのが現状にあります。しかし、白石町では不登校児童・生徒の増加というものは喫緊の課題ではありますので、今年1月に不登校を予防する対応についてという冊子を作成し、各校へ周知しました。内容については、不登校になっている子どもの体の変調について。それから、欠席3日間の対応。中期、長期となっている場合の支援。そして、予防のための学級づくりについて、その基本的な対応を記したものとなります。まず、取り組む予防策としまして、安心・安全で過ごせる学級づくり、学校づくりを行うこと。どの子にも居場所がある、友達と安心して関われる、また自分を表現できる、そのような関係づくりを教育活動全体を通して行っていくよう、今後も学校に示していきます。

スクールカウンセラーを交えたケース会議や、家庭との連携を行うスクールソーシャルワーカーの対応件数も増加の傾向にありますので、先ほどもこれについては説明しましたが、令和4年度からスクールソーシャルワーカーの雇用時間を105時間から210時間のほうに増やしていただいているところであります。スクールカウンセラーの相談もしやすい環境にするために、県雇用の時間についても増加を要望しているところです。

○中村秀子議員

スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーですね、14人しか相談を受けてない。四十何人の不登校のうち実質14人というデータですが、あとの人たち、子どもたち以上に親というのはとても心を痛めて、心配をして、私が出会った、何とか学校に行ってくれんねという心の叫びが聞こえてくるようでした。親御さんのサポートがうまくいけば、私たちが行った子ども夢パークの先生も話したときに、子どもたち

が、自分たちのことよりも親が幸せになってくれないと子どもは幸せになれないと子どもが言ったそうです。親御さんをどうサポートするかというのは、不登校、子どもたちの問題は親の問題であるなど思ったところなんですね。親御さんのサポートについてどのようにお考えでしょうか。

○梅木純一主任指導主事

保護者へのサポートというところになっております。現在のところとなりますが、まずは保護者の気持ちに寄り添うという関係性をつくることというふうにしております。話を伺いながら、どのようにすればいいのかということ、学校でできること、家庭でできること等、一緒に考えている状況にあります。もちろん、学校の職員だけではなく、必要に応じて先ほどのスクールカウンセラー、ソーシャルワーカー等も交えながら、専門的な立場での助言をしていただいております。また、内容によっては専門家を交えたケース会議を開くなど、対策を講じているところです。

現在、町内においては、不登校児童・生徒を持つ親の会等の組織がございません。県内には幾つか親の会等もありますので、学校だけではなく、そのような会等も紹介するなどしながら、精神的な負担を軽減する場というのをつくっていかねばいけないと考えております。

○中村秀子議員

私がいろいろ聞き取りをしたところ、親の会でちょっとほっとしたとか、親の会があつていろんな自分の悩みが話せたとか、カウンセラーさんだとかワーカーさんには言うても分かんさんやろうと思うことを同じ悩みを持つ親同士であつたら話せたという話を伺いました。ぜひ本町でも、子どもたち以上に悩み苦しんでいるのが親御さん、保護者さん、家族だと思ふんですよね。ぜひ親の会を、月1でもですね。そういうふうなことを誰かに発起、コンフォートスペースの職員さんでもそういうのを立ち上げていただくと、親御さんが安定すれば子どももよくなりますよというような川崎夢パークの先生のお話を伺いましたので、ぜひそういうふうなことで、親がまず安心する。自分の子どもはこがんとっばってん、これでいいんだ、これで何とかなるんだという安心感を持っていただく。うちばっかりじゃないんだということが必要なんだなと思ふましたので、ぜひ親の会の設立を要望いたします。

次に、2点目の質疑をいたします。

インボイス制度についてですが、今年10月から施行されるインボイス制度についてです。知り合いの小売小規模事業者の方にインボイスどうしましたかとお尋ねしましたら、それってどうなるんですかというように逆質問をされたり、また取引先から言われたので登録したとか、そんな答えが返ってきました。3月末までの登録申請ですが、本町の多くを占めるのが課税所得1,000万円以下の小規模事業者です。あまり関心もないように見受けます。もし、お店が税務署に申告せず、適当な数字を書いて請求書、領収書を発行したら、適格請求書類似書類等の交付禁止の消費税法違反で1年以下の懲役または50万円以下の罰金という不正という前科がつき、二度とお店はできなくなるというような厳しい罰則が科せられています。知らないでは済まない、避け

て通れないのが、このインボイス制度です。

まず、この制度について概要を説明してください。

○大串恭隆税務課長

インボイス制度とは、取引内容や消費税率、消費税額などの記載要件を満たした請求書等の交付、保存に関する新しいルールでございます。正式名称は適格請求書等保存方式といいます。現在の区分記載請求書保存方式では、取引の相手が発行した請求書等があれば仕入れ税額控除が適用されました。課税対象者は、課税期間における売上額が1,000万円以上で、その2年後に課税売上げに対し消費税が課税される仕組みとなっております。しかし、インボイス制度導入後は、適格請求書、インボイスでなければ、原則として消費税の仕入れ税額控除を受けることができなくなります。

消費税の計算方法には、現在、2通りの方法がございます。簡易課税と一般課税でございます。一般課税では、基準期間の売上げが5,000万円以上の事業者は必須となります。それ以下の売上げでも、一般課税制度を選択することができます。インボイスの登録は、買手側が一般課税の場合に必要となります。買手側が売手側にインボイスの発行を促した場合に登録が必要となります。インボイス制度では、売手側と買手側双方に適用されまして、売手側は、税務署への登録申請やインボイスの交付と、その写しの保存。買手側は、受け取ったインボイスの保存と、インボイス制度に沿った帳簿の作成が必要となります。企業、個人事業問わずに、様々な事業者で対応が必要な制度となっております。

タブレットに仕入れ税額控除の説明を載せておりますので、御覧ください。消費税の納付税額は、自社の売上時の消費税額から自社が仕入れ時にかかった際の消費税額を差し引いた差額分を納付することになります。この仕組みを仕入れ税額控除と申します。この図で申しますと、顧客に3,000円の商品を販売した際に、消費税が10%である300円が上乗せされるため、3,300円が販売価格となります。事業者は、この消費税10%を税務署に納めることとなります。しかし、事業主は、3,000円の商品を顧客に売るために、仕入先から商品代を1,000円の代金プラス消費税100円で購入をいたしております。ここまでで、仕入先へ支払った消費税100円、顧客から受け取った消費税300円と、1つの商品に対し2回消費税が発生しており、このまま事業者が300円の消費税を納付すると二重課税になります。このため、同じ商品から重複して徴収しないようにするのが仕入れ税額控除でございます。

インボイス制度導入後は、適格請求書が発行された取引のみ仕入れ税額控除の対象となります。仕入れ税額控除が認められないと、仕入れや経費にかかった消費税額を差し引くことができないために、事業者は売上げ時に受け取った消費税額をそのまま支払わなければなりません。

以上でございます。

○中村秀子議員

問題なのは、1,000万円以下の事業者については、今まで消費税を納めなくても、益税であったということで、非課税だったということが、今度の改正によって、小規

模事業者であっても税金を納めるようになるという国の施策、みんなから税金を頂きましょうというようなことじゃないかなというふうに考えるところです。二重に税金を支払わないようにということで、こういう制度があるということが分かりました。

では、町の一般会計では、町の事業費は消費税法上、売上げと仕入れの消費税額を同額とみなすとされていることから、消費税の申告義務はないということですが、事業者との間で取引がある場合、例えば施設使用料などは、町がインボイス登録事業者となってインボイスを発行しなければならないと思います。本町財務関係に与える影響について説明をしてください。

○坂本博樹企画財政課長

地方公共団体である町も、インボイス制度については適切に対応する必要がございます。本町の財務会計事務への影響でございますけども、一般会計で想定される課税取引の例としては主に、先ほどありましたように、施設の使用料、広告掲載料、公有財産、物品の売却などを予定してます。また、特別会計については下水道料金使用料と思っております。町としては、一般会計、下水道事業会計それぞれ対応の準備をいたしてるところでございます。

一般会計におきましては、財務会計システムの更新を令和6年度に予定を行っておりますので、それに合わせて適格請求書等の様式に合ったシステムの改修を考えておりまして、令和5年度中については手書きによる適格請求書等の対応を行いたいというふうに考えております。また、下水道事業については、使用料とかについては現在佐賀西部広域水道企業団のほうに徴収事務を委託しておりますので、それについては企業団のほうで適切に対応されてるところでございます。

今後、財務会計事務執行の研修など行いまして、適切に対応を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○中村秀子議員

町内のほとんどを占めるのが小規模事業者です。個人事業者ですね。また、農林水産業等の免税事業者です。今、コロナ禍やウクライナ紛争等が原因で売上げが落ち込み、原材料が高騰し、経営が厳しくなっていることで様々な経済支援も行われてきました。そんな中で、せっかくコロナもマスク取っていいよというように経済が活性化しようとしているときに、小売事業者からも、小規模事業者からも税金を取ろうとしている制度ですよね。これずっと、軽減税率ができたときに差し込まれて、何年後にはこういうことになるということを入れておりましたけども、これ非常に町内、例えば小規模事業者で、ほとんどは小口なのでインボイス要らないよと言っても、1件でもインボイスが必要ということであればインボイス登録者になるわけですよね。インボイス登録して発行しなければいけない。そこだけの税金を払えばいいんじゃないかと、全ての売上げに対して消費税を支払わなければならなくなる。消費税で何とかもうけよってよって商店の方は言われました。それを全部消費税として納付しなければいけないという、非常に厳しい状況があると思います。

こんな状況が続いていく中で、このような実質負担増となるようなこの制度ですけれども、インボイス制度導入に伴う町内事業者への影響など、どのように認識されているのかお伺いいたします。

○大串恭隆税務課長

お手元のタブレットに項目の資料を載せておりますので、それを御覧いただきたいと思っております。インボイスの登録事業者につきましては、現在の請求書や領収書に不足する項目を追加していただくこととなります。現在の区分記載請求書等保存方式、今年の9月まででございますが、そこに書かなければならない項目につきましては、相手側の氏名や名称、取引年月日、税率ごとに区分した対価の額、売手の氏名または名称、取引の内容、これは軽減税率の対象品目である明細というふうになっておりますが、これがインボイス制度、10月からどうなるかと申しますと、その請求書に追加されるものとしたしまして、税率ごとに区分して合計した適用税率、登録番号、税率ごとに区分した消費税が必要となります。また、買手側は、売手側がインボイスの登録をしない場合につきましては、制度開始後3年間は仕入れ税額相当額の80%を、その後の3年間は仕入れ税額相当額の50%を仕入れ税額として控除できる経過措置がございます。

以上でございます。

○吉村大樹商工観光課長

私のほうからは、町内商工業者の影響ということで答弁させていただきます。

想定される町内の商工業者への影響としましては、まずインボイス制度に登録をすることによりまして経理等の事務負担が大幅に増えること。あわせまして、環境変化に対応するための設備対応等が考えられます。

しかしながら、それ以前に、町内商工業者が、インボイス制度自体が今後自らの事業にどのように関わっているのか、制度開始に向けてどのような準備が必要なのかを含めて、制度そのものがまだ事業者に浸透していないというのが課題と考えております。そのため、商工会では、手引等の作成、配布。また、セミナーや相談会を開催されまして周知、広報をされている状況でございます。また、インボイス制度の問合せにつきましても、商工会員、非会員ともに対応をされている状況でございます。

次に、本町の小規模事業者または個人事業主への影響でございますが、現在、事業者が免税事業者の方で、主たる取引相手が今後も一般消費者や相手が免税事業者のみの場合でございますが、その場合についてはインボイス制度に登録しなくても影響は少ないというふうに考えております。

いずれにしても、インボイス制度の登録につきましては各商工業者が判断されることとなるため、自社にどのくらいの影響があるか、またどのような選択をすればメリットがあるのかの検討をしていただく必要があるというふうに考えております。

以上です。

○木須英喜農業振興課長

私のほうからは、農業者におけるインボイス制度の影響についてお答えをいたします。

白石町においては、販売農家のほとんどが売上げ1,000万円以下の免税事業者のほうに該当するだろうというふうに考えております。基準期間の課税売上高が1,000万円以下の農業者は、原則として消費税の納税義務が免除され、消費税の申告を行う必要はございません。

また、農業に関しましては、農産物の販売は軽減税率の8%と、種苗、肥料などの仕入れや農業機械、設備などの購入費、これについては標準税率の10%というように、8%と10%が混在する農家の取引において影響は大きくなるものと思います。インボイスを登録することによりまして消費税の申告、納付が必要となり、農業者の税負担が増え、複雑な手続きが発生をいたします。このほかに、特例といたしまして、農業においては、農協特例、卸売市場特例、媒介者特例といったインボイスを発行しなくてもよい特例措置がございます。

農業者への影響としましては、販売先が課税事業者の場合、これまでに請求していた消費税分の値下げ交渉を持ちかけられる可能性がございます。新たに生じた納税額の負担分、委託費用をカットするという判断を下す場合もあろうかと思っております。また、仕入れ税額控除を受けたい取引先が別の課税事業者へと切替えを行ったり、新規開拓する場合に敬遠をされたりする可能性もございます。JAや市場への出荷、消費者への直接販売、または簡易課税事業者との取引しかできなくなる可能性も含んでおります。

以上です。

○中村秀子議員

小規模事業者は、相手方が課税事業者であるのかによって厳しい立場に立たされるということは間違いないですね。そういうふうなことで、支援策も、先ほど、最初の3年80、次の3年50%の税率控除があるというお話がありました。その他、過渡期でありますので、いろんな税控除の説明をしながら、今こういう厳しい時期に負担にならないように見守っていかなければいけないし、相談も、課税事業者とは取引をせんと決めれば何でもないわけですから、そこら辺の見極めが大事かなというふうに思っております。

また、時間もなくなってるんですけど、町内には利用料金を頂く指定管理団体が幾つかあります。只江川スポーツパークやふれあい郷や道の駅しろいし、シルバー人材センターもそうですけれども、今回、道の駅しろいしに、もう時間、3つとも聞きたいところですが、道の駅しろいしについて対応をお聞きいたします。

○吉村大樹商工観光課長

それでは、私のほうから、道の駅しろいしのインボイス制度の対応状況について御説明を申し上げます。

現在、道の駅では担当税理士と幾度となく協議がなされておりますが、道の駅自体の販売形態が、道の駅が仕入れているのではなくて、出荷者の商品を委託販売されて

いるということと、購入者のほとんどが一般の消費者だということ、現在の対応としては、まず出荷者の方で消費税の課税事業者は、道の駅に自分が課税事業者ということを出荷者の方で届出をしていただきます。すると、道の駅では商品ラベルに、課税事業者である出荷者のみそのマークを貼られると。記載されるということになります。こうしたことで、店頭の商品が並んでも、商品ラベルを見ただけで、その商品が課税事業者が出荷されたのかが確認できるということになります。あとは、商品を購入されて希望されれば、道の駅が必要事項を記載した領収書を発行されるというような形となっております。

今のところこのような対応を予定されておまして、初めに消費税の課税事業者の方はその届出を出していただければ、後は通常と変わりなく出荷いただけるものというふうに考えております。

以上です。

○中村秀子議員

確認いたしますが、課税事業者は、そのマークをつけて、レンコン300円プラス24円かな、消費税をつけて販売をする。そのほかに、出荷者について考えてみれば負担金というのがありますよね。負担金プラス消費税をつけて持ってもらおうということになりますね。インボイス登録していない業者は、消費税分を上乗せしないで300円と手数料だけでいいんですかね。

○吉村大樹商工観光課長

道の駅では、出荷者の商品につきまして、あくまでもその金額は出荷者が決められております。ですから、その商品に例えば300円というのが記載されておけば、その中に手数料を含まれた金額が300円ということですので、販売される、レジを通る金額は300円です。課税をされている形での金額じゃございません。

以上です。

○中村秀子議員

もう時間もないんですが、買う人が、消費税のかかったらん出荷者から買いたいなと思うんですが、そこら辺どうでしょうか。

○吉村大樹商工観光課長

消費者の方が、課税事業者、課税事業者でない商品のどちらを選ぶのかというのは、購入者のほうにお任せするしかないのかなと思っております。

以上です。

○中村秀子議員

もう時間がありません。たくさん聞きたいことはあるんですけども、今回はこちらで、また次回の機会に質問したいと思います。

以上で一般質問を終わります。

○片渕栄二郎議長

これで中村秀子議員の一般質問を終わります。
暫時休憩します。

11時30分 休憩

13時15分 再開

○片渕栄二郎議長

会議を再開します。
次の通告者の発言を許します。井崎好信議員。

○井崎好信議員

通告に従いまして一般質問させていただきます。

今回も、本町の基幹産業でございます農業あるいは水産業の問題につきましてお伺いをしてまいりたいというふうに思います。どうぞよろしくお願いいたします。

まず1点目に、国際情勢の大きな変化によりまして、原材料等の価格の高騰によりまして食料品等の値上げラッシュが続いております。家計には大きな負担になっているところかというふうに思います。一方、農産物におきましては、肥料あるいは燃油等を中心に生産資材の高騰によりまして、農家経営は大きな厳しさを増しているところかというふうに思います。

生産者が作る農産物の価格は、一部違うこともございますけれども、市場によりまして価格が決定している状況でございます。買手市場というふうになっているところかというふうに思います。生産に係る費用、生産コストの上昇分を販売価格に転嫁できるような仕組みづくりの働きかけが必要じゃなかろうかというふうに思います。基幹産業でございます農業の町、本町の町長といたしまして、このようなことにつきましてどのような御認識をお持ちなのか、その辺の御所見をお伺いしたいと思います。

○田島健一町長

井崎議員の最初の質問にお答えしたいというふうに思います。

現在、国内では食料品価格の値上げが相次いでいるところでございます。しかし、国産の農畜産物は価格に生産資材の高騰分をほとんど転嫁できず、農業者は厳しい経営を強いられる状況でございます。生産を続けなければ、食料安全保障も危うくなります。農畜産物の適切な価格形成へ、消費者や流通業者に呼びかけることも必要ではないかというふうに思います。

ただ、価格が需給で決まるのは市場の基本であり、在庫や天候などにより需給に左右されます。とはいえ、資材高がここまで深刻化しても価格に反映できず、その傍らで輸入農畜産物や加工食品が値上がりし、仕入れコストの上昇を価格に上乗せできております。日本では、食料品は安いほうがいいという風潮が特に強く、小売業者の購買力が大きいという事情もございます。同様な課題を抱えますフランスでは、新農業・食品法を2018年に公布をして、農業団体、流通・加工業者等を交え、生産コストをベースにした価格形成を模索しております。資材高騰への対策も含め、農畜産物

を正統に評価する価格形成の在り方を日本でも広く議論すべきときに来てるんじゃないかというふうに考えます。

今、資材費などのコスト上昇分をいかに農産物価格へ反映するかが大きな課題でございます。物価高で冷え込む消費や小売の販売競争もあり、生産者の所得確保は厳しい状況です。が、食料の安全保障に欠かせない持続可能な農業生産には適正な価格形成の実現が不可欠ではないかと思えます。消費者理解と国の後押しが求められると思えますので、機会を捉えて県や市場関係者と情報共有し、国への要望活動等も行っていきたいというふうに思っています。

以上です。

○井崎好信議員

町長の答弁では、生産者、農家の立場に立った御認識をお持ちだというふうなことを伺いまして、安心したところでございます。そしてまた、機会を捉えて、県や市場関係者と情報を共有して国への要望活動を行っていきたいというふうな前向きな答弁、ありがとうございます。

今、国においても、食料あるいは農業・農村基本法の検証部会において基本理念が見直しを示されまして、食料安全保障の確立の中で販売価格に転嫁できるような、そういった価格の形成が議論をされているようでもございます。なかなかこういったことは、市場関係者あるいは先ほど町長の答弁にもございましたように消費者の理解を得ないということ、大きな課題だというふうに思っております。

町長は、今議会の冒頭、開会の折に、施政方針、所信表明といたしまして、農業を元気にしていくと。そしてまた、そういったことが町の活性化にもつながっていくというふうなことを述べられました。去年はタマネギの価格が非常に、近年にない、初めてじゃないかと思いますが、高単価で取引をされまして、町内も沸いたわけでございます。そしてまた、生産者も収入が大きく増えたということで喜んでいらっしゃるかとと思いますが、そういったことで町内も経済が回り、町内の好循環が生まれてくるものだというふうに思います。

そういったことで、農産物の価格が高くなって、もうかる農業こそが農業が元気になる源だというふうに思います。その辺、町長、どういうふうな感想をお持ちでしょうか。

○田島健一町長

今、議員おっしゃられたとおり、白石町を元気にする、農業を元気にするということについては、やっぱり農業でもうからなければいけないというふうに思います。昨年の例は、史上初というか、数十年ぶりのタマネギの価格高騰ではございましたけども、常日頃から農産物の価格については、先ほどの答弁でも申し上げましたけども、フランスが考えていらっしゃるようでもございますけども、私が頭の中にあるのは、フランスは一般の国民の人たちも、食、食べるものを作ってる方が非常に大切な存在であるというような意識があるというふうに聞いたこともございます。そういったことから、農業をやって、そして農業でもうかってというのを社会の中で位置づけないと

いけないんじゃないかなというふうにも思います。今、国においてもそういう動きも少しずつあつてゐるようでございますので、先ほど答弁申し上げましたように、いろんな機会を捉えて国にも、市場関係者にもそうでございますけども、強く強く要望してまいりたいというふうに思います。

とにかくもうからんことには、ただ勤労奉仕というようなことじゃなくてですね。農家の人がもうかることによって、殊、白石においては、それがいろんな産業にも波及していきますのでですね。飲食店でも、機械屋さんであっても、いろんなところに波及効果は大きいと思いますので、そこら辺は一生懸命、もうかる農業に頑張っていきたいというふうに思います。

以上です。

○井崎好信議員

ありがとうございました。もうかる農業こそが、後継者のまた育成にもつながっていくというふうに思います。今回、生産費のコストの上昇分を販売価格に転嫁できるように、町長も県の町村会の会長の立場でもいらっしゃるわけございまして、そういった会に提案でもしていただきまして、国のほうへ強く要望活動をよろしく願いをいたします。

2点目に入らせていただきます。

施設園芸におきましては、昨年末から、昨年12月、1月と寒波が襲来いたしまして寒い日が続きまして、施設園芸のハウス農家さんの加温による燃油が非常に消費されたことだろうというふうに思います。そういったことで生産費が上がったというふうなことで、経営に大きな燃油が負担になっているところかというふうに思います。

施設園芸における燃油高騰対策事業は、本町はタッチしてないわけでございます。佐賀県の事業で、ハウスの加温に係るエネルギーに対して、燃油使用量に応じて補助金が交付されるようございまして、この事業の概要がどのようになっているのか。また、本町での支援策は考えていらっしゃらないのか。その辺をお伺いいたします。

○木須英喜農業振興課長

まず、佐賀県の事業の概要についてお答えをさせていただきます。

事業名は物価高騰対応応援金でございまして、目的は、さが園芸888運動を推進するため、燃料価格高騰の影響を受けて経営が悪化している施設園芸農家等の負担軽減を図り、事業の継続を支援するというようなものでございます。

内容におきましては、施設園芸農家等に対し、施設の加温に伴う燃料使用量に応じて定額を支援するものです。対象期間は、令和3年10月から令和4年6月までの燃料購入量が対象となります。燃料使用量1,000リットルから1万リットル未満が5万円、それから1万リットルから2.5万リットル未満に10万円、2.5万リットル以上5万リットル未満が25万円、5万リットル以上が50万円というふうに段階的に分かれております。県の再生協を通じまして、支援団体であるJAから支給対象者に交付されるものです。なお、1,000リットル未満の方は対象外となっております。燃料高騰に備えてセーフティネットへの加入や省エネ技術の導入等に取り組んでいること、または今

後取り組む意向があることなどが要件となっております。

この事業は、燃料価格・物価高騰対策といたしまして県が昨年11月の補正予算で措置をされており、令和4年12月19日から令和5年1月20日までの公募期間でありました。既に応募は締め切られております。また、この事業は、農業者だけでなく、医療、福祉、保育、教育、漁業、運送事業者、中小企業など、幅広い業種の光熱水費の上昇分をサポートする事業の一環であります。もう事業が完了すること、それからセーフティーネット事業のほうに加入している農業者が多数いることなどから、町がこれに対して別の上乗せの支援を行うというふうなことは考えておりません。

以上です。

○井崎好信議員

概要を説明していただきましたけれども、この事業は令和3年10月から令和4年6月というふうなことで、今年にまたがる事業じゃないというふうなことで、補助が、1,000リッターから1万リッターが5万円、1万リッターから2.5万リッターが10万円、2.5万リッターから5万リッターが25万円と。5万リッター以上が50万円というふうなことで、補助に幅があるといいますか、使用量に対して、リッター単位じゃなくて、2倍から2.5倍ぐらいの幅があるわけで、不公平な補助じゃなかろうかなという私は感じを持つわけでございます。

事業が令和3年10月から令和4年6月ということですが、令和4年度も高騰も続いているわけですが、4年度もこの事業を継続となっているのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○木須英喜農業振興課長

答弁のところで若干触れさせていただきましたが、対象期間が令和3年10月から令和4年6月までの燃料の購入量、これが対象となっております。それで、佐賀県のほうでは昨年11月の補正予算におきまして、コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、これを原資にされてこの事業を立ち上げていらっしゃいます。ということで、県のほうにも確認をさせていただきましたが、これについては4年度限定ということで、今後継続してする予定はないという御答弁でございました。

以上です。

○井崎好信議員

1月20日までの公募期間であって、今、継続をしてない、コロナ感染対策事業の交付金が財源というふうなことで、今年を対象になってないということですが、その後も燃油等も多少は高騰もしている状況の中で、町のほうは施設園芸の加温に対しての支援は考えてないということですが、県はもう打切りというようなことで、今後はそういう支援の考えがあるのか、その辺をお伺いいたします。

○木須英喜農業振興課長

重ねての答弁になりますが、町のほうでは、今後こういった事業に対して上乗せ等

の支援は現在のところは考えておりません。ただ、後々の答弁でも出てくるかと思いますが、燃油高騰対策におきましてはセーフティーネット事業等もございますので、そちらのほうの加入とか、あと、今後も価格高騰は続いていくものというふうに考えております。そうした場合には国、県も同じような支援事業等を出されるかなど。私、個人的な意見ではございますが、出てくるのではないかというふうに考えております。以上です。

○井崎好信議員

それでは、3点目に入らせていただきます。

先ほど、課長の答弁の中にもセーフティーネット事業というふうな言葉が出てきましたけれども、それについてでございます。農水省の事業で、ハウスの加温に使う燃油の価格高騰分を補填する施設園芸セーフティーネット構築事業がありますが、この事業は国と農家が1対1の割合で資金を積み立て、燃油価格の上昇に応じて標準価格との差を補填するものであり、結構な事業であるというふうに思います。町内の加入者の農家の状況はどのようになっているのか、その辺をお伺いいたします。

○木須英喜農業振興課長

本町の加入者数等につきましてのお伺いでもございました。

燃油価格は為替や国際的な商品市況等の影響で大きく変動するため、今後の価格の見通しを立てることが困難であります。特に、施設園芸等は経営費に占める燃料費の割合が極めて高く、燃油価格高騰の影響を受けやすいと言えます。先ほど御紹介ありました施設園芸セーフティーネット事業は、日本施設園芸協会が実施主体となり、燃油価格の上昇に応じて補填金を交付する国の事業です。原資は、農業者と国が1対1で積立てを行いまして、過去7年間のA重油価格のうち最高値1年分と最安値1年分を除いた5年の平均価格を発動基準価格とし、この価格上昇に応じた当該月購入数量の70%を補填対象数量といたしまして補填金を交付する事業というふうになります。補填に使用されなかった積立金は、事業終了後に還付をされるということです。

お尋ねのありました、白石町で施設園芸セーフティーネット構築事業に加入されている施設園芸農家は144戸と聞いております。施設園芸をされている農家は172戸ありますので、およそ83%の施設園芸農家が加入されている状況でございます。なお、加温をしない小ネギやアスパラなどのハウスについては除外をいたしております。

以上です。

○井崎好信議員

この事業は保険みたいな事業じゃなかろうかというふうに思います。町内では、先ほど答弁では、172戸のうち加入戸数が144戸ということで、28戸が未加入となっておって、加入率が83%というふうなことだったかと思いますが、未加入者はそれぞれの経営の判断からされたことだろうかと思いますが、せんだって農業新聞に掲載をされておりましたけれども、A重油の基準価格が1リッター81.6円、そして昨年12月の基準価格が113.8円というふうなことで、差額の25.8円が補填をされるというふう

に農業新聞でも掲載をされたようでございます。加入しとけば、こういった差額の補填がされて、結構であるわけでございます。

この事業は任意というふうなことだろうと思いますが、年じゃなくて各月ごとの基準価格との差額なのかですね。県の事業と先ほどリンクしてるというふうなことが答弁にございましたけれども、中途でも加入ができるのか。本町の事業じゃございませんので、国の事業ということで、その辺、分かればお答えいただきたいと思います。

○木須英喜農業振興課長

これにつきましては、申請の窓口でありますJAのほうに確認をさせていただきました。そのお答えで、一連の流れとして、5月に説明会があるそうです。その後、5月、6月、この2箇月間で農家の方がお申込みをされるというふうに聞きました。それから最終的には、これを県のほうに申込みいたしまして、9月から積立額を一括して納付していただくというふうな流れになっております。これが1事業当たり3箇年の継続事業ということで、3年間入っていただくというのが原則だそうです。

質問がありました中途加入という件につきましては、補填する期間期間もありますが、タイミングが合えば中途加入については大丈夫ということで聞き及んでおります。ですので、5月、6月に申込みがあつて9月までに納付をしなくちゃならないということですので、その期間はある程度融通が利くということでした。

以上です。

○井崎好信議員

JAのほうでは5月頃に説明会があつて、9月から、これは3箇年の継続事業というふうなことであるということでした。この事業、本当に有意義なとか、結構な事業だと思いますので、ぜひとも未加入者、加入してない方も加入していただいて、この事業にのせていけば、経済的な負担も軽くなるんじゃないかなというふうに思います。

それでは次に、4点目に入らせていただきます。

近年、麦の若葉を食い荒らすカモの食害が多く見受けられるようになってきております。今年は特に、有明海のほうでノリの不作というふうなこともございまして、丘のほうに多く飛来をして被害が広がっているんじゃないかなというふうに思っております。個人的に、黒のビニールの吹き流しとか、あるいは夜間では赤色灯を立てるとか、いろんな対策を取っておられるところかと思いますが、水路周辺では大きな被害となつてるところでございまして、なかなか抜本的な対策には至っていないのが実情じゃないかなと思います。

しかしながら、1回目あるいは2回目でも食べられますと、生育の後れや収入減につながるわけで、大きな深刻な問題だというふうに思います。町のほうでどのような対策を取っていくのか、その辺をお伺いしたいと思います。

タブレットで、私の持込み資料といいますか、これタブレットで撮影したものでございます。下のほうが、これは2月の中旬ぐらいだったと思いますが、水路のほうで黒の吹き流しを立ててらっしゃいますが、大きな被害になっておるところでございま

す。上のほうは通常、食われていない麦畑でございます。黒の吹き流しを立てとっても、田ん中に立って、おったら追い払う。また戻ってきて、また追い払うと。1日で2回でも3回でも行って、そういったことで被害が食い止められるとかなというふうに思っております。

答弁のほうお願いいたします。

○木須英喜農業振興課長

カモの被害につきましては、町民の方からも多くのお声をいただき、現状の把握に努めているところでございます。昨年度と比較しても被害が拡大しているという話もあり、町としましても、県、隣接の江北町とも情報共有を行い、対策について研究等を行っているところであります。その一環としまして、猟友会の御協力を得ながら、花火による追い払い、ドローン及び猟銃による追い払いなど複数の実証実験を行ってまいりました。しかしながら、有効となる方策がなく、非常に苦慮しているところでございます。

また、カモ被害が多い熊本県八代市、こちらも被害が深刻だということで、いろいろお伺いをしてみましたところ、レーザー照射による追い払い。あと、水路等にテグス等の設置。それから、犬の鳴き声や猛禽類の鳴き声、音による追い払いも試されているみたいでございましたが、どれも決定的な効果が出たという検証結果は得られなかったという回答でございました。

最終的には、井崎議員おっしゃられますとおり、農家の皆様による吹き流し、あと鳥追いカイトとあって、鷹とかワシとか、たこですね。ああいったのを鳥追いカイトとありますが、そういった設置など、自衛による対策が現状一番有効ではないかと考えられまして、個々に対応していただくしか手だてがない状況でございます。今後につきましては、来年度に向け、さらなる情報収集等、継続して行っていくこととしておりますが、生息数から見てみましても、国、県を巻き込んだ広域的な抜本的な対策が必要と思われましますので、引き続き県に対しても要望等を行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○井崎好信議員

農業振興課のほうでもいろいろ対策していただいたようでございます。そしてまた、猟友会の協力を得まして、3月5日には駆除あるいは追い払いをしていただいたということでございます。しかし、なかなか有効となる方策がないというのが現状じゃなからうかと思えます。

今、カモも3月に入ってから少し減ってきたように思えます。麦のほうも成長をしてきて、カモが、高さよりも成長したというふうなことで食いつきにくいという部分もありますが、今からは大した被害にもならないかなという感じはしております。しかしながら、来年度といたしますか、今年、稲の収穫が終わった後の11月、12月という麦の播種後、12月の中旬頃からカモが飛来をしてくるわけでございまして、そのときに、まだまだそこまで時間がございまして、JAはもちろん、そういう対策の方策

といいますか。これということはないと思いますけれども、何かしらの、やはり飛来してきたとき、一発目からそういう対策をしないと、中途ではなかなか効果がないわけでごさいます、その辺を、何か方策があれば補助としてですね。そして、有害鳥獣対策事業ですか、そういった事業を増額でもして対策を取っていただきたいと思っておりますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○木須英喜農業振興課長

全般的な対策としては何らかの形で考えていくべきと思っておりますが、個々の農家に対しての補助となってくると膨大な件数になってくるかと思われまいます。したがって、先ほど申しましたとおり、個々で対応を取りあえずお願いしたいというふうに考えております。対策に有効な手段等が今後出てくれば、内容等を含め、事業検討していきたいというふうには思っております。その間、現在実施しております有害鳥獣被害防止対策事業として、先ほど申しました鳥追いカイト等の被害防止対策資材の購入に対しての補助もごさいます。当初予算の際にも申し上げましたが、昨年度からかなり増額をさせていただいております。そういったところの活用をしていただければ、少しでも活用できていただければというふうに考えております。

以上です。

○井崎好信議員

個人的な対策に併せて町からも助成をすることによって、効果が生まれてくるというふうに思います。追い払うということも、音を立てて追い払うことも効果があるんじゃないかならうかと思っておりますので、その辺の検討を含めて補助のほうもよろしくお願ひしたいというふうに思います。

それでは、最後になりますが、水産の振興についてごさいます。

令和4年度のノリ養殖につきましては、種つけ当初から赤潮等による有明海全域で色落ちというふうなことで、秋芽におきましては不作というふうなことがあったかというふうに思います。令和5年としが明けてからは冷凍出庫になったわけでごさいます。一時色落ち等もありましたけれども、1月の中旬の雨によりまして海況が改善をしてきたところであったわけでごさいます。東部と西南部と、海況による格差もあったように思います。一方、価格においては、全国的なノリ養殖の不振、不作というふうなことから高単価に助けられまして、単価が、冷凍の2回目ぐらいまで大体2.5倍と。昨年と比較して2.5倍というふうなことで、単価はよくて、枚数は3分の1ぐらいで終わったというふうなことを聞いております。

また今、栄養塩がほとんど有明海のほうも皆無状況になりまして、今、西南部でも網上げがもう終了してるような状況かというふうに思います。漁業共済も、昨年引き続き今年度も共済金が支払われるようでごさいます。2月下旬に3分の1が仮渡しとして支払われたというふうなことを聞いております。昨年からの不作続きということで漁家経営も厳しくなっているわけでごさいます。町としても何か支援をというふうなことで通告をいたしておりましたところ、今議会の、3月議会の補正予算なり、あるいは当初予算で振興策の議案を上程していただきまして、可決をした

ところでございます。この支援策の説明をよろしいでしょうか。お願いいたします。

○中村政文農村整備課長

今期の有明海で養殖されるノリにつきましては、10月26日に採苗が行われまして、佐賀県有明海漁協は生産枚数18億枚、また販売額225億円を目標に掲げ、20年連続日本一を目指して今期の養殖が開始をされました。が、採苗直後から、珪藻プランクトンによる赤潮の発生や採苗前後の極端な少雨の影響で、有明海の沖合を中心に全体的にノリの生育に必要な栄養塩が不足をして色落ちが発生し、施肥等を実施されましたが、思うような回復が見られず、秋芽網ノリの生産枚数が例年に比べて大きく減少しております。また、冷凍網の入庫時におきましても、栄養塩不足の影響により冷凍網ノリも張り込み後の生育が悪くて、生産枚数が大きく落ち込み、不作となっております。特に、西南部地区では、近年にない記録的な不作となりました昨年よりもさらに生産枚数が少なくなりまして、非常に深刻な状況となっております。

このような深刻な状況による漁業者の窮状を受けまして、例年は、全ての入札が終わって生産金額が確定します6月に支払われます漁業共済の共済金が、その3分の1を仮渡し金として漁期の中に支払われるという前例のない措置が取られることとなりまして、本町内の漁協3支所につきましては2月24日に支払いが実施をされております。

漁業共済、特定養殖共済は、ノリ等の養殖業を対象に、不作、単価安、自然災害等による生産金額の減少を補填する制度でありまして、契約年の生産金額が基準生産金額に応じて算出される共済限度額に達しなかった場合に補填をする制度でございます。この基準生産額は、過去5年間の養殖単位当たりの生産金額のうち最高と最低の年を除いた3年平均額に契約年の養殖単位数を乗じて算出をされるため、不作の年が続けば、補填の対象となります基準金額が下がり、共済金の額も減少するため、漁業者の経営継続意欲をそぐこととなってしまいます。

このような状況を鑑みまして、漁業者の経営継続意欲の持続のため、今回、次期作支援策として、3月補正におきまして、ノリ養殖漁業者が栄養塩不足のために要した費用に対して補助をします海苔養殖緊急対策事業を計上しております。

また、令和5年度の当初予算では、ノリ漁業者の負担軽減とノリ養殖業の継続を支援する目的といたしまして、令和4年度漁業被害対策として、ノリ養殖漁業者が5年度の漁期に使用しますカキ殻糸状体の購入費用を補助する海苔養殖漁業経営継続支援事業を立ち上げ、今議会において可決をしていただいたところでございます。

また、漁業被害により漁業経営の継続が危惧される漁業者に対して、九州信用漁業協同組合連合会から融通されます令和4年度漁業被害対策、佐賀県漁業被害対策特別資金に対しまして利子補給を行うために、新年度当初予算で漁業被害対策特別資金利子補給金を計上し、同じく今議会において可決していただいたところでございます。

2年連続の不作の中、何とか次期ノリ養殖漁業経営の継続ができるように支援を行うこととしております。

以上です。

○井崎好信議員

今回の議会において3つの支援策を打ち出されたことによりまして、漁家経営の負担軽減となりまして、大きな来期に向けて力になるものだというふうに思っております。

せんだって、御存じのように、諫早干拓関連訴訟におきまして、最高裁判所では諫早干拓は非開門にするというふうな判決を下されたところでございます。非常に残念であります。しかしながら、国において有明海再生に向けて赤潮対策等の御支援をしていただくことを期待しながら、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○片渕栄二郎議長

これで井崎好信議員の一般質問を終わります。
暫時休憩します。

13時59分 休憩

14時15分 再開

○片渕栄二郎議長

会議を再開します。
次の通告者の発言を許します。草場祥則議員。

○草場祥則議員

本日の最後の質問をしたいと思います。

私は、大きく分けて2つですけど、まず1つ目は、新しい学校づくりについてという事で質問をしたいと思います。

新設する中学校においては、令和6年4月の開校に向けて準備が着々と進んでるわけですが、小学校の再編の在り方については、学校、家庭、地域が連携しながら、教育の基盤をより強固にしなければならないと思っております。町内8つの小学校は、100年を超える歴史と、地域の象徴として大切にされてきた現状もあります。再編計画に係る説明会を2月から実施されてるわけですが、それぞれの地域からの声について説明をしてもらいたいと思っております。

まず、新設中学校の工事の現状と申しますか、進捗状況をお知らせください。

○出雲 誠学校教育課長

学校の改修工事の状況ですが、既存校舎や体育館の改修工事及び特別支援教室の増築工事を行っておりまして、その進捗状況は、既存校舎、体育館の改修工事のほうが、工期が令和4年5月20日から令和5年7月28日までとなっており、令和5年2月末現在の進捗状況が65%となっています。現在、体育館は、連絡通路工事以外は完了しております。校舎については、トイレの改修、瓦替えが完了し、残りは、防水工事、外壁や内部改修、多目的広場の補修などが残っております。

特別支援教室の増築工事の工期は令和4年7月14日から令和5年5月17日までとなっており、令和5年2月末現在の進捗状況は60%となっています。鉄骨の建て方、そ

れから1階、2階の土間のスラブのコンクリート打ち、屋根替え工事を終えて、内外部の工事を現在行っているところです。

○草場祥則議員

ありがとうございます。小学校の再編においては、地域、学校、家庭、これらの連携が非常に大事じゃないかなと、そういうふうに思います。この連携の仕方について、どんな方法とか取り組みを考えておられるのか、御質問をお願いします。

○出雲 誠学校教育課長

白石町では、コミュニティ・スクールを全小・中学校に導入しております。先日、北明小学校のコミュニティ・スクールの取り組みが文部科学大臣表彰を受けました。これは、佐賀県では唯一、北明小学校だけが受賞いたしました。町内の探索、昔遊びや餅つきなどの地域伝承や体験学習支援、通学の安全指導などの取り組みが大きく評価されたものと思っております。

このように全国に誇れるモデルもあり、さらなるコミュニティ・スクールの充実に取り組んでいきたいと思っております。学校、家庭、地域との連携をさらに強固なものとするために、今回の小学校再編を教育について考える絶好の機会と捉え、地域を挙げて、本町の確かな教育のさらなる基盤固めを行っていきたくと考えています。

また、小学校は中学校に比べ、地域コミュニティの核としての性格がより強い存在だと思っております。子どもたちの成長はもちろんのこと、地域づくりや地域の活力につながるような、地域と共にある学校づくりを進めていく必要があると考えています。

○草場祥則議員

学校について、地域の中にある学校だというような考え方で、3校といいますか、有明、白石、福富が残るということになったわけですね。これで私が一番心外に思ったのは、福富が残った場合、町長が福富やけん福富が残ったとやろうというような、そういう考え方が聞こえてくるわけですね。合併してから20年ばかりなって、まだやっぱりそういうふうな地域性といいますか、町長は地域性をなくすということで出馬されて、私も支持をしたわけですが、そういうふうなことで、まだ町長が福富やけん福富小学校が残ったというような考えの方がおられるということが非常に残念で、そういう点について企画財政課長、どういうふうなお考えでしょうか、それを聞いてですね。

○坂本博樹企画財政課長

私のほうからは、総合計画を所管しているという立場からお答えをさせていただきたいと思っております。

先ほど議員おっしゃるとおり、平成17年1月1日に3町合併して18年が経過をいたしましたところです。新町のまちづくりについては、新町まちづくり計画、それと計画の

上位計画である総合計画を第1次、第2次策定いたしまして、昨年、令和4年度から第3次の総合計画を策定し、各種施策に取り組んでいるところでございます。総合計画の推進に当たっては、町全体の発展のための各種施策、事業に取り組んでいるというふうに思っております。そういったとこで、町全体として一体感を持って総合計画の推進に取り組んでいるというふうに認識をいたしてるところでございます。

以上です。

○草場祥則議員

課長のお話を聞いて非常に安心しました。副町長、どう思われますかね。

○百武和義副町長

先ほど企画財政課長が答弁したとおりでございまして、私たち職員は、町全体の発展のためということで、全地域の皆さんのお声も聞きながら、町全体の発展を願って仕事を進めているところでございまして、特にどこかに偏ったりとか、そういうことは一切ないと思います。

以上です。

○草場祥則議員

私も、町長が言われましたように、地域性をなくすということで頑張っておられるとっております。今後ともそういうことで、そういう色眼鏡で見られがちですけど、そこら辺は十二分に注意して、職員さんたちにも教育してもらおうようによろしくお願いします。

そこで、新聞を読みよりましたら、出生数が80万人を切ったというふうなことで、子どもがですね。この子どもの減る率が11年早いというふうなことになっておりますけど、今、小学校の統合問題が始まってすぐですけど、先のことはいろいろ考えておられると思いますが、そういうことは考えておられますか。人口が減るということですね。

○出雲 誠学校教育課長

今、学校再編の住民説明会を行っておりますが、ここの中でも、将来1校にはいつなるのかというようなお話もいただいております。そういう中で私たちが話をさせていただいてるのが、答申から変更して3校案にしたときに、急激な人口減少、想定を超える人口減少、ここら辺をどう考えるかというところで、まず出るのが1校案じゃなかろうかと思えます。ただ、今すぐ1校にしたら、大規模、過大規模校になる。ここが教育の分野としてどうなのかというところがございました。もう少し延ばせばどうなるかというところで、もう目の前に複式学級が見えてきていると。ここをほっとくわけにもいかないというのをごさいまして、町長部局とも話をする中で、小学校とまちづくりを一体で進めていかないかんやろうというふうなところで今回ずっと検討してまいりまして、このような3校案というのを提示させていただいております。

そういう中で、住民さんたちにも御説明をしますのが、繰り返しになりますが、ま

ちづくりの観点としては、小学校はコミュニティの核としての性格が強いというところで、子育ての利便性、それから町の国土利用計画における生活ゾーンとしての有明地域、白石地域、福富地域、それぞれの地域に小学校が存在することを考慮した再編を行っている。将来1校になるかも分かりませんが、今のうちに教育の基盤づくり、地域性の基盤づくりをかつちりと固めて、将来の1校に備えていきたいというところで御説明させていただいております。

説明をする中で、何で3校やろかと思うような考えがあったばってん、説明を聞いて、私は3校案に賛成ですって言っていた方もいらっしやいました。そういう感じで、説明をする中で少しずつ御理解をいただければと考えているところです。

○草場祥則議員

私がちょうど中学校3年のとき、皆さん御存じか分かりませんが、八か村運動会ちやっとなるんですよ。それで、私も、そこの記録係ということで走って本部に持って行って、非常に苦労したことを覚えております。そういうふうにして、小学校は地域の中にある学校だというようなことで、今後ともそこら辺を考えてですね。ただ、今度、江北も小・中学校統合というような話を聞いておりますけど、そこら辺も見越して準備はしとかんといかんやろうと、そういうふうに思います。ひとつ今後ともよろしく願います。

ただ、住民説明会をしたというようなことを聞きましたけど、その内容、ちょっと分かりますかね。

○出雲 誠学校教育課長

小学校再編の住民説明会ですけども、今、有明地域と福富地域2回ずつ、計4回終わったところです。参加者は、有明地域が初日が37名、2日目が16名の53名。福富地域が、初日が18名、2日目が15名、計33名であり、若干少なかったという印象でございます。

今回の住民説明会の目的は、3校案の趣旨を御説明し、御理解いただくこと。そして、小学校再編を機に、地域の方々に改めて教育や子どもたちのことについて考えていただきたい。地域を挙げての教育の基盤固めを行いたいという考えで説明をしております。説明会ではいろいろと意見が出ましたが、先ほども少し触れさせていただいておりますが、まず関心が高かったのがまちづくり、跡地利用に関すること。それから、将来1校再編についてでした。また、答申から変更となった経緯に関することや、福富小学校が存続となり、取り残されるのではないかというような不安の声もいただきました。これらのことから、繰り返しになりますが、小学校は地域コミュニティの核としての性格性が強いことから、地域と共にある学校づくりを進め、地域の活力の育成へとつなげて、不安の払拭に努めていかなければならないと思っております。

○草場祥則議員

先日、出雲課長と話す機会がありまして、出雲課長はこう言われました。草場議員、

統合問題は解決したと。今後は、人口が減らんように、学校を核としてまちづくりをせんばいかんですよというふうなことを聞いたわけでございますが、私も同感でした。

2番目の質問で、小学校の統合、再編については、町の将来を担う子どもたちに良好な教育環境をつくることだけでなく、まちづくりの根幹としての大きな役割があると考えております。これを機会に人口減少にも歯止めをかけ、白石町が活性化するきっかけとなるように町民も期待しているのではないのでしょうか。町長のまちづくりへの思いと、新しい学校の在り方との関係をどのように考えてるか、町長の御見解をお願いします。

○田島健一町長

社会情勢の大きな変化が進む中において、子どもたちが心豊かに生きていく力を身につけていくためには、まちづくりと学校は大きく関係するものと考えております。先ほど学校教育課長の答弁にもありましたけども、町の国土利用計画というのがございますけども、ここの中に、町の拠点あるいは生活拠点ゾーンである白石、福富、有明の3地域へそれぞれ小学校を置くことで、地域を挙げての確かな教育の基盤固めができるとともに、地域コミュニティの核としての存在、また子育ての利便性や地域活性化のきっかけとなることも期待できるものと考え、小学校再編計画案を策定し、現在、町民の皆さんに説明をさせていただいてるところでございます。

新しい学校の姿は、町全体の姿にも密接に関連してまいります。学校再編を進めることによって各地域の新たなまちづくりを進めていくこととなりますが、単なる学習環境の充実という面だけでなく、住環境、福祉、防災、地域づくりなどなど、様々な観点から進めていく必要がございます。学校再編されることで環境は変化いたしますので、新しいまちづくりのスタートとなりますし、学校跡地や施設に関しましても、それぞれの地域で必要な機能の受皿としてより有効に活用しなければならないというふうに思っております。

私といたしましては、学校の再編を起点とし、よりよい学校環境をつくり出すというのは当然でございますけれども、これに加えて、子育て世代を中心とした若い世代が定住しやすくなるようなまちづくりを目指していきたいというふうに思っております。これを契機と捉え、定住促進のための分譲住宅地の形成や、雇用創出のための誘致にも取り組んでいければという思いでございます。

いずれにいたしましても、学校再編は、ただ単に少子・高齢化に伴う人口減少による学校再編ということだけではなく、魅力あるまちづくりへの起点となることが理想でございますので、今後は、まちづくりの観点からも教育環境の観点からも最善の効果を得られるような将来像を描いてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○草場祥則議員

今、町長からお話がありましたけど、これは私のことで恐縮ですけど、合併して夢が広がるというような考え方もできるわけですね、いろんなことができるということで。私のところも福富で商売しとったわけですけど、白石と合併して、白石が今度はう

ちのエリアになるやっかと。考え方が違うてくるわけですね。そういうふうなことで、合併したことによって、白石でも須古だけ、六角だけというような考え方じゃなくて、白石全部の考え方というふうな考えが出てくる子どもたちも多いんじゃないかなと。考えが広がるんじゃないかなと、そういうふうに思います。

教育長、この件について、3校になったということで、どういうふうなお考えでしょうか。

○北村喜久次教育長

先ほどから小学校の再編計画について活発な議論をいただいて、うれしく思います。先ほど課長も答弁をいたしましたけども、現在説明会を開いておりまして、先ほど議員がおっしゃいました町長の出身地との関係、そういうことではないということをしつかり理解していただくために、経緯、それからその内容等を丁寧に説明しているところです。

再編については、教育という観点だけじゃなくて、先ほどから出ておりますまちづくりの起点という、魅力あるまちづくりへの起点という言葉がさっき聞かれましたけど、まさにここにあると思います。地域コミュニティの核としての小学校というのはもちろん以前からもありまして、今後もそのことは継続しますが、小学校が3校になることで3つに分かれてますけども、小学校の子どもたちはみんな一つだというふうなことで、町全体のことをしつかり考えてくれる子どもたちが育つような、共通の実践とか交流とか、そういうものを盛んに進めていかなきゃならないと思っておるところです。

以上です。

○草場祥則議員

今、教育長がおっしゃった町全体を考える力というものを教育でつけさせるべきじゃないかなと、そういうふうに思います。今後ともひとつよろしくお願いします。

続きまして、農業関係に入りたいと思います。

本町のまちづくりと発展には、基幹産業である農業の振興が重要である。しかしながら、農業従事者の減少や肥料、資材価格の高騰など、農業を取り巻く環境は年々厳しくなっている。地域農業の維持、発展を図っていくために、農業経営の法人化や集落営農組織化など推進されてきたが、その現状と農業者の声についてお聞きいたします。

○木須英喜農業振興課長

法人化の現状という御質問でございました。

現在、町内では、9つの集落営農法人、それから12の集落営農組合が立ち上げられております。集落営農法人の現状という御質問でありましたが、各法人とも役員の方を中心に非常に御尽力をいただいているというふうに感じております。しかしながら、法人によりましては脱退者が少なからず出ているところも見受けられまして、構成員の方からは法人のメリットについて疑問の声が上がっているということも聞き及んでお

ります。また、どこの法人でも一緒なんですけど、構成員の高齢化や後継者不足、労働力不足が問題となってきておりまして、今後の課題として検討していかなければというふうに感じております。

○草場祥則議員

私も、先日ですか、車で行きよって、タマネギ畑がえらい減つとるなという感じを受けました。これは、現状は厳しかなど。大体、去年はかなりタマネギは景気よかったけんが、今年はタマネギが増えとらんばらんばってん、何で麦になつとるとやろかと考えておりましたら、農家の現状、そういうことがいろいろ聞こえてきました。このことについて、今、課長のほうからいろいろ話がありましたけど、私は、農業法人といえますか、集落営農組織が今後は農家の問題を解決する最後の手段じゃないかなと、そういうふうに思っておりましたけど、どうも集落営農組織が思ったように伸びていないというふうなことがありましたもんで、農業委員会の方に説明をお願いして、資料も出してもらっております。説明をお願いします。

○久原正好農業委員会事務局長

議員さん質問の件については、農業に参入ができるような企業の部分だと思っておりますので、その部分についてお答えしたいと思います。

お手元のタブレットに資料、農業法人の形態というのを御用意させていただいておりますので、そちらを参考として御覧いただきたいと思っております。

農業を営む法人については農業法人と言われております。一番左のほうですね。それから枝分かれしていくわけなんですけど、農業法人につきましては、法人の形態として、まず会社法の農業法人、そして農事組合法人、これは農協法によりますものがございます。そして、それからまた枝分かれをしてまいります。真ん中程度のところですが、会社法による会社の法人の中で、まず株式会社と有限会社等を含む持分会社がございます。

そして、下のほうに参りますと、農業法人、1号法人と2号法人がございます。これは、1号法人につきましては農作業等の委託を受ける農業法人でございます。2号法人は、それらを含みまして農事組合法人の従事分量配当等、いわゆる配当ができるような法人となっております。いずれも農業を営むことについては変わりはありませんが、農地法によりまして、法人として農地を所有することができる農地所有適格法人と、農地は所有することができないものの利用権を設定することができる、農地の利用権ですね、賃貸借とかそういったものを設定できる一般法人の2種類がございます。

まず、農地所有適格法人の要件につきましては、この図の右のほうで農地法第2条の要件を具備と書いてございます。これは、要件を申し上げますと、農業の売上高がその半分以上を超えているもの。そして、農業関係者が総議決権の過半を占めているもの。そして、役員が過半が関連事業を含む農業に常に従事していること等でございます。こういったものを満たすものが、農業を営み、農地を所有できる農地所有適格法人ということになります。一方、農地所有適格法人でない一般の農業法人につきま

しても、役員または重要な使用人の1以上が農業に従事していることや、農地を適切に利用しなかった場合等に賃借権の解除をする旨の条件が書面で締結されていることなどを満たせば、一般の法人というものとなります。

こういったものが農業法人ということになりますが、ここで触れてないものが1つだけございまして、企業の農地所有の特例というものがございまして、これにつきましては、当白石町ではあまり満たしてないと申しますか、そぐえてないものでございまして、先日の3月4日の農業新聞に書いてございました。国家戦略特区法でそういったものがございまして、これは兵庫県の養父市のみ、現在そこだけです。これが、構造改革特区法まで広げるということで、いろんな要件がございまして、そういった予定で現在国が国会に計上されているというところではございますが、白石町は、この要件につきましては国家戦略特区法とか構造改革の特区法に基づいたものでございまして、関係はございません。

そういったことで、いろんな形態がございまして、法人の場合、それぞれの特色や自らの経営展望に照らしまして農業経営を行われるかと思っております。御承知のとおり、農業従事者は年々減少しておる状況です。企業を含めた農業法人が農業に参入されることによりまして、農作業の労働力不足を少しでも補うことにつながり、今後は新規就農や地域雇用の受皿となるというところで地域農業の活性化にも役立ってもらえればなというところでございます。

以上です。

○草場祥則議員

ちょっと難しい話ですね。ただ、私が思うには、この美しい白石町の田園風景を守るという観点から考えたら、個人的にはもう無理じゃないかなと。あとは企業参入に努めるべきじゃないかなと、そういうふうに思っております。

この企業参入が、なかなか入れないというような制約を受けとるわけですね。そういうのはどういうものがあるものなのか。どういうことで企業が農地を、こっちになかなか進出できないのかというようなことを説明してもらいたいと思っております。

○久原正好農業委員会事務局長

企業の農業参入の妨げになるような要因と申しますか、そういったものだと思います。

現在、佐賀県でも、国内各所から農地を探されてる企業については情報が参ってる所です。ただ、そういったものにつきましては、1ヘクタールとか3ヘクタール、5ヘクタールというまとまった農地を探しておられるという状況でございまして、そういったところは主に大規模な企業というところではございまして、現在、白石町にも農地所有適格法人、数としましては24ございまして、そこは、農地を所有されてる法人もございまして、そういったところで、今後、そういった法人におかれましては自社の経営方針に基づいて農地を所有され、営農をされていくものだと思いますので、妨げと申しますか、大規模な法人につきましてはそういったものが妨げになるのかなと思っております。

以上です。

○草場祥則議員

先日の新聞に、企業の農地取得申請、全国で可能にというような新聞が載ってありました。町長、やっぱし、ある程度企業参入を認めないと、私は農地は荒れるばかりじゃないかなと、そう思いますけど、町長どう思われますか。

○田島健一町長

草場議員からは単刀直入に企業参入という御質問でございますけども、これまで白石町においては、先人の方たちが干拓をしながら少しずつ田んぼをされてきて、私たちのじいさんやおやじたちは、またそれを守りながら拡大してきた。そして、今時代になってきますと、機械化や後継者不足ということから現状に來てるわけでございますけれども、今の農業、町内の若手の人たち、後継者の人たちも頑張ってる姿を頻繁に見ます。そういった中で、企業化といいましても、若い農家の方たちが企業人となってやっていただく分についてはよろしいでしょうけれども、株式会社というんですかね、先ほどありましたけども、そういった会社が入ってきて農業をやるというのはどうなのかな、なっていくのかなという気をいたします。

これまで、先ほど何遍も言いますけども、先人の方たちがこれまでやってきたものをどう生かしていくかというのは、役場も農協さんも地域の人たちともいろいろとお話をしながら、どういったほうがよかろうかということは勉強していかなきゃいけないのかなというふうに思います。私個人としては、何かいい手はないのかなというのは常に考えてはいるんですけども、明解は出てこないわけですけども、これについては今後とも議員の皆さんたちともいろいろとお話をさせていただければというふうに思います。

○草場祥則議員

特に、今年のタマネギ畑を見て、あれだけ高値で去年売れて、普通だったら今年ばっと増えると私思うとったんですね。でも、昨日見て、ほとんど麦畑に代わって、タマネギ畑がかなり減ってるというようなところが現状じゃないかなと思います。先人の方から譲り受けてもいいですけど、個人でするのにも面積に限られるわけですね、この土地を守るというのは。先はやっぱしそういうふうなことも考えとかんといかんじゃないかなと思いますけど。

○田島健一町長

農業のことをしっかり分かってるわけじゃないですけども、私も少しは農業も、農業というか、畑をやってますけども、今、草場議員、去年のタマネギよかった、そいけん今年が増ゆっじゃろうと思うとったということですけども、田んぼというのは、水田以外については、畑作については連作障害というのもあるということで、もう皆さん御承知だと思いますけども、今日でやっても、去年だけの話じゃなくても、ローテーションをされて麦とタマネギを交換していくということもなされておりましたの

で、多分そういうところもあったのかなというふうにも思います。また、農家の人たちも心配というか、2年続けて、3年続けてよかことばかりあるもんかて。そいけんが、そがん極端に増やすんじゃないかなくて去年並みぐらいでよかろうというような方もいらっしやったんじゃないかなというふうにも聞こえてまいります。

そういうことで、町内の農家の人たちは堅実に経営されてるなというのを私も実感するわけでございますけども、その中で、先ほど来お話がありますように、大規模化とか企業化とかというのを、後継者がいない中ではそういうのをもっともって考えていかんばいかんじゃなかかという議員の発案も理解はできるわけでございますけども、町としてそれを、そがんしてくださいということじゃなくて、先ほどから申し上げますように、これはいろんな方たちの意見も賜りながらやっていかなければいけないかなというふうにも思いますので、そういう打合せの会といいますか、会議といいますか、そういうのをもっともって頻繁にして、白石の農業をどがんしていこかいて。我々がどがんしていこかいて。後継者も少なかけんが、企業参入をどんどんどんどん町としてもやっていかんかというようなことになれば、それなりにまた私たちが動かなければいけないというふうにも思いますけども、さきの質問でもありましたけれども、農業がしっかりならんぎん白石町潤っていかんけんが、企業さんにどうのこうのじゃなくて、町民の1次産業としての農家の人たちが潤っていただけるように、私たちは支援ばしていかんばいかんかなというふうにも思っているところでございます。

以上です。

○草場祥則議員

町長のお考えもよく分かります。私も、全部企業を入れろとかそういうふうなことじゃなくて、個人でしちよるとこは立派にありますからですね。今日も昼、ちょっと用事があるというので会いましたけど、果樹園芸といいますか、そっちのほうに進むということで、マンゴーとかパパイヤとか、ああいうものを作ってる。できたら持ってくるけんがというふうなことで、非常に前向きな方もいらっしやいます。ですから、私は、全てを企業入れろと、そういうふうなことではなくて、個人でしっかりできるとはしっかりしてもらって、ただ、それで全部の田ん中をカバーするちゃとてもできないと思います。そういうふうなときは、ある程度の企業参入といいますか、企業家の方をお願いして作ってもらうというふうなことも一つの町の農業を守る手じゃないかなと、そういうふうにも思います。

その支援策として、1箇月ぐらい前ですか、中堅の方たちといろいろ話しよって、町は新規就農者なんかにはかなり手厚くしてもらってると。ただ、一般の農業者に対してあまり支援がないというようなことを言われて、あ、そがんやというようなことで、私は農業は精いっぱい支援してるというふうにも思ってたもんで、そがんことなかりもんち言うばってんが、いや、若い者にはちゃんとすると。ただ、一般の私たち農業者に対して支援が少ないんじゃないかなと。私たちが言わんぎん、子どもたちも後を継ぐというふうなことで、もう少し支援ばしてくれんかなというような意見を聞いて、それは言うとかけんがと言って、こうやって今日言ってるわけですけど、そこら辺、課長どうでしょうか。

○木須英喜農業振興課長

約3年前から新型コロナウイルスが発生いたしまして、その後、農業者を含めた多くの方々が何らかの影響を受けられたものと思っております。特に、農業者の方に関しましては、飲食業や小売業が低迷しておりました影響をもろに受けられて、非常に苦しい思いをされたものというふうに感じております。

このようなことから、国を含め、県、町という行政機関におきましても様々な支援を行ってきている状況でございます。一つひとつの事業を挙げるわけにはまいりませんが、これについては別紙のほうで挙げております。タブレットの7、8、あと議場の中ではモニターのほうに映っております。そちらのほうを御覧ください。これまで行ってきたコロナ関連事業、また通常の支援事業の事業名を例示しておりますので、御覧いただければと思います。

ちなみに、過去3年分の事業をピックアップさせていただきました。ある程度、金額が大きいものに限ります。この中で4年度に限って若干説明をさせていただきますが、まずコロナ関連事業、こちらにつきましては令和4年度が、米価下落次期作支援事業。それから、肥料価格高騰対策、これは国の事業でございました。それに上乗せをしたものです。それから、米麦乾燥調製燃油費支援事業、これは県単事業でありまして、JAの共乾に出されない個人での乾燥調製を行われた方への助成でございます。あと、物価高騰対応応援金、これは先ほど井崎議員さんのほうから話がありました県単の事業でございます。それから、資材価格高騰対策事業としまして、今現在統合再編を進められております共乾の再編に助成をいたしております。あと、さが堆肥利活用スイッチ補助金、これは堆肥散布機のほうに助成をするというものでございます。

それとあと、コロナ関連以外の主要事業を網羅しております。令和4年度でありませば、まず米の生産調整に係る再生協が主体となって行ってる経営所得安定対策等交付金、こちらが白石町におきまして31億5,362万円という多額な金額が交付をされております。あと、佐賀段階米・麦・大豆競争力強化事業、これは法人等が機械導入等されておるときの助成でございます。それから、毎年予算計上しておりますさが園芸生産888億円、ここについても4年度は1億8,200万円の予算を計上いたしておるといような状況でございます。

このようなことから、一般の方には全くそういった支援がないというのは我々も心外ではございます。これだけ農業者の方に支援をいたしておりますので、そこは十分に御理解いただきたいというふうに思います。

以上です。

○草場祥則議員

私も課長に言いよったら、課長が、そがんことなかつちむきになって言われましたけど、これはもう少し、こがんことばしよるよということで宣伝せんといかんじゃないかなと思います。ほとんど、私が聞いた時点では、私たちには全然補助がないというようなことで、それはいかんやつかということで課長に言ったら、課長からは、課長は憤慨してですね。ただ、私たち商売人から見たら、今までもかなり恵まれとんし

やあなというふうな職業だなというふうに思っております。

ただ、新聞に載っておりましたけど、安川電機の会長が言ったことで、補助金行政は技術進歩を遅らせると。補助金でしとったら各人努力しないと。技術進歩を遅らせるというような記事が載っております、なるほどなど。課長が言われました、あんまりし続けよるけん何も分かっとんしゃらんよというふうなことで、これだけのことをしよるというふうなことは大いに話をするべきじゃないかなと思いますけど、そこら辺はもう少しPRのほうをよろしく願います。いかがでしょうか。

○木須英喜農業振興課長

草場議員さんのほうからお話がございます、私も、すみません、言い過ぎたかなと反省しております。

おっしゃられるとおり、我々も、それだけの補助事業等、いろんな事業で農業者の方のほうに支援をしています。そういったことも、おっしゃられるとおりに、PRが不足してるのかなと。一応、事業推進の際は、補助事業の紹介であったり、あと生産組合長に出向きまして説明をしたりというふうなことはいたしておりますが、各農家個人の方々まで、末端のほうまでなかなかそういった話が行き渡ってないのかなというのも反省をいたしております。今後も、できるだけそういった事業の周知あたりを検討していきたいというふうに思います。

○草場祥則議員

今後は、今まで先人が築かれた美しい白石町の田園を守ってもらうべく、皆さん方の御努力をお願いします。ただ、町長にお願いしたいのは、ある程度、今後は企業を入れるというようなことも頭の隅に置いてやっていくべきじゃないかと思えます。ひとつよろしく願います。

これで一般質問を終わります。

○片渕栄二郎議長

これで草場祥則議員の一般質問を終わります。

以上で本日の議事日程は終了しました。

明日も一般質問です。

本日はこれにて散会します。

15時04分 散会

上記、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和5年3月13日

白石町議会議長 片 渕 栄二郎

署 名 議 員 吉 岡 正 博

署 名 議 員 岸 川 信 義

事 務 局 長 久 原 雅 紀